

# 第 2 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

6 月 1 2 日

## 令和6年第2回座間味村議会定例会会議録

|  |                   |                         |               |           |
|--|-------------------|-------------------------|---------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                    | 令 和 6 年 6 月 1 2 日 |                         |               |           |
| 招 集 場 所                                      | 座 間 味 村 議 会 議 場   |                         |               |           |
| 開 閉 会 等<br>日 時 宣 告                           | 開 会               | 令和6年6月12日 午前10時00分 議長宣言 |               |           |
|  | 閉 会               | 令和6年6月12日 午後4時46分 議長宣言  |               |           |
| 出 席 議 員<br><br>( 応 招 )                       | 議 席 番 号           | 氏 名                     | 議 席 番 号       | 氏 名       |
|  | 1 番               | 又 吉 文 江                 | 6 番           | 宮 平 清 志   |
|  | 2 番               | 西 田 吉 之 介               | 7 番           | 宮 平 喜 文   |
|  | 3 番               | 垣 花 太 郎                 |               |           |
|  | 5 番               | 中 村 秀 克                 |               |           |
| 欠 席 議 員<br><br>( 不 応 招 )                     | 議 席 番 号           | 氏 名                     | 議 席 番 号       | 氏 名       |
|  |                   |                         |               |           |
|  |                   |                         |               |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                | 1 番               | 又 吉 文 江                 | 2 番           | 西 田 吉 之 介 |
| 職務のため議場に出<br>席した者                            | 事 務 局 長           | 中 村 和 茂                 | 臨 時 書 記       |           |
|  | 村 長               | 宮 里 哲                   | 船 舶 ・ 観 光 課 長 | 仲 宗 根 寛   |
| 地方自治法第121条<br>により説明のため議<br>場に出席した者の職<br>及び氏名 | 副 村 長             | 宮 平 真 由 美               | 教 育 課 長       | 糸 嶺 直 生   |
|  | 教 育 長             | 垣 花 健                   | 産 業 振 興 課 参 事 | 中 村 悟     |
|  | 総 務 課 長           | 松 田 力                   |               |           |
|  | 住 民 課 長           | 石 川 聖 子                 |               |           |
|  | 産 業 振 興 課 長       | 宮 平 明                   |               |           |
|  |                   |                         |               |           |

## 令和6年第2回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（令和6年6月12日午前10時00分開会）

| 日 程 | 議案番号   | 件 名   |
|-----|--------|---|
| 1   |        | 会議録署名議員の指名                                  |
| 2   |        | 会期の決定                                       |
| 3   |        | 諸般の報告                                       |
| 4   |        | 行政報告  |
| 5   |        | 一般質問  |
| 6   |        | 提出議案の説明（議案第30号～議案第39号まで）                    |
| 7   | 議案第30号 | 専決処分の承認について（令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）） |
| 8   | 議案第31号 | 専決処分の承認について（座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）    |
| 9   | 議案第32号 | 専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例について）          |
| 10  | 議案第33号 | 令和6年度座間味村一般会計補正予算（第1号）について                  |
| 11  | 議案第34号 | 令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について          |
| 12  | 議案第35号 | 令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第1号）について                |
| 13  | 議案第36号 | 令和6年度座間味村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について              |
| 14  | 議案第37号 | 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について                     |
| 15  | 議案第38号 | 座間味村公の施設指定管理者の指定について                        |
| 16  | 議案第39号 | 令和6年度座間味村下水道事業会計補正予算（第1号）について               |
| 17  | 報告第2号  | 令和5年度座間味村繰越明許費繰越計算書の報告について                  |

○ 議長（宮平喜文）

ただいまから令和6年第2回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 又吉文江議員及び2番 西田吉之介議員を指名します。

日程第2．会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日限りと決定しました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりです。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

令和6年3月14日～令和6年6月12日

- |       |  |
|-------|--|
| 3月15日 | 慶良間諸島国立公園指定十周年記念事業（式典参加対応）             |
| 3月25日 | 例月出納検査（26日まで）                          |
| 4月12日 | 町村議会事務局長連絡会議（沖縄県町村議会議長会）               |
| 4月13日 | 座間味村の海びらき                              |
| 4月23日 | 例月出納検査（24日まで）                          |
| 4月25日 | 南部離島町村長議長連絡会議（定例会）                     |
| 4月26日 | 南部地区市町村議会議長会（定例総会）                     |
| 4月30日 | 令和6年度沖縄振興拡大会議（会議）                      |
| 5月13日 | 離島6村議会運営協議会（竹富町行政視察）14日まで              |
| 5月18日 | 第14回沖縄県植樹祭（大里こども園）                     |
| 5月21日 | 全国正副議長研修会（沖縄県町村議会議長会／5月20日～5月22日）      |
| 5月24日 | 沖縄県土木建築部との行政懇談会（南部市町村会、南部地区市町村議会議長会主催） |
| 5月30日 | 定期総会・研修会（沖縄県町村監査委員協議会主催）               |
| 〃     | 定期総会（南部地区町村等監査委員協議会）                   |
| 5月31日 | 南部地区市町村議会事務局職員研究会／南風原町役場（研修会・総会）       |
| 6月5日  | 全員協議会                                  |
| 6月12日 | 令和6年第2回座間味村議会（定例会）                     |

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それではよろしくお願いいいたします。

令和6年第2回座間味村議会6月定例会、行政報告でございます。

令和6年第1回座間味村議会定例会、令和6年3月14日以降の主な事項について行政報告をいたしますが、お手元にお配りした資料のとおりでございますので、お目通しをよろしくお願いいいたします。以上でございます。

行 政 報 告

令和6年6月12日

令和6年第1回座間味村議会定例会（令和6年3月14日）以降の主な事項について、行政報告いたします。

|      |       |                     |
|------|-------|---------------------|
| 令和6年 | 3月15日 | ポナンクルーズ船表敬          |
|      | 〃     | 慶良間諸島国立公園10周年記念式典   |
|      | 〃     | 映画「Side B」上映会       |
|      | 3月16日 | くじらの音楽祭             |
|      | 3月17日 | 沖縄JC来村              |
|      | 〃     | チームけらま ビーチクリーン      |
|      | 3月18日 | ポナンクルーズ船入港          |
|      | 〃     | 官民連携住宅竣工式           |
|      | 〃     | みらいおきなわ来訪・打合せ       |
|      | 〃     | 大和リース 面談            |
|      | 3月21日 | OFG次年度派遣職員面談        |
|      | 3月22日 | RAC社長面談             |
|      | 3月25日 | エンカレッジ座間味保育園卒園式     |
|      | 〃     | 阿嘉種苗生産センター基本計画住民説明会 |
|      | 3月26日 | 座間味村 慰霊の日（平和の塔参拝）   |
|      | 〃     | 三重県議会来訪             |
|      | 3月27日 | ポナンクルーズ入港           |
|      | 〃     | 沖縄県信用保証協会理事会        |
|      | 〃     | 南部市町村会事務調整          |
|      | 3月28日 | 農業会議市町村等説明会         |
|      | 3月29日 | 退職者職員辞令交付式          |
|      | 4月 1日 | 職員等辞令交付式            |
|      | 〃     | 新みつしま就航式            |
|      | 4月 2日 | 国立公園立地自治体協議会        |
|      | 4月 4日 | みらいおきなわ宮里社長面談       |
|      | 〃     | 沖縄県離島振興協議会事務調整      |
|      | 4月 8日 | 座間味村商工会新職員来訪        |
|      | 4月10日 | 南部市町村会事務調整          |

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 4月10日 | 県庁あいさつ回り              |
| 4月11日 | 観光大使 鈴木鼓太郎氏面談         |
| 4月13日 | 座間味村の海開き              |
| 4月18日 | 沖縄銀行高橋支店宇地原氏面談        |
| 4月23日 | ざまみダイビング協会総会懇談会       |
| 4月25日 | 南部市町村会 理事会            |
| 〃     | 南部振興会 理事会             |
| 〃     | 離島町村長議長連絡協議会 監査       |
| 〃     | 離島町村長議長連絡協議会役員会・定例会   |
| 4月26日 | 渡嘉敷村・粟国村打合せ           |
| 〃     | ざまみヨットレース協賛依頼         |
| 4月30日 | みらいおきなわ面談             |
| 〃     | 町村長会正副会長会             |
| 〃     | 沖縄振興拡大会議              |
| 5月 1日 | 沖縄県国道協会定期総会           |
| 〃     | 沖縄県道路利用者会議            |
| 〃     | 道路整備促進期成同盟会県地方連絡協議会   |
| 5月 8日 | ランドブレイン株式会社面談         |
| 5月 9日 | 沖縄銀行高橋支店長面談           |
| 5月10日 | 沖縄県企業局長表敬             |
| 5月13日 | NTT長濱氏面談              |
| 5月14日 | 南部振興会奨学生選考委員会         |
| 〃     | 南部市町村会 理事会            |
| 〃     | 南部振興会 理事会             |
| 〃     | 住民訴訟裁判                |
| 5月15日 | 命と暮らしを守る道づくり促進に係る要請   |
| 5月16日 | インフラメンテナンス市町村長会議      |
| 5月17日 | 沖縄県総合事務局運輸部総務運航課長面談   |
| 5月18日 | ケラマブルーカップ             |
| 5月20日 | 那覇海上保安部 救護課面談         |
| 5月22日 | 離島航路確保維持改善協議会座間味分科会   |
| 5月23日 | さんごゆんたく館運営協議会         |
| 〃     | 青のゆくる館運営協議会           |
| 5月24日 | 南部振興会 市町村長協議会         |
| 〃     | 南部市町村会沖縄県土木建築部との行政懇談会 |
| 5月25日 | ざまみカップ                |
| 5月27日 | 令和6年度離島フェア 事務調整       |
| 〃     | 沖縄県市町村職員共済組合 理事会、組合会  |
| 5月28日 | 沖縄銀行高橋支店長面談           |
| 〃     | 座間味区総会                |

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 5月29日 | 座間味村青少年健全育成村民会議総会      |
| 5月29日 | 座間味村学力向上委員会総会          |
| 5月30日 | 南部振興会 評議委員会、理事会        |
| 5月31日 | 南部市町村会定例総会             |
| 〃     | 南部市町村会沖縄総合事務局との行政懇談会   |
| 6月 3日 | 全国離島振興協議会理事会 通常総会 6日まで |
| 6月 7日 | 離島フェア開催実行委員会総会         |
| 〃     | 「小規模離島における新たな支援策」説明会   |
| 〃     | 沖縄県市町村職員互助会理事会         |
| 〃     | 給食費無償化に向けた沖縄県との意見交換会   |
| 6月10日 | 阿佐区総会                  |

○ 議長（宮平喜文）

これで行政報告は終わりました。

日程第5. 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

おはようございます。1日よろしく申し上げます。早速、通告書通りに一般質問を始めたいと思います。

まず、前回に引き続きなんですけれども、ホームページについて伺います。ホームページの見直しについて、その後の進捗を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今日一日よろしく申し上げます。ホームページの件についてお答えします。

今年度から早速各課より職員を人選しまして、ホームページ改善プロジェクトを立ち上げ、定期的に会議を行っております。現在は現行のホームページの古い情報の更新及び不要と思われるバナーの記事等の確認を行っております。また併行して現ホームページの仕様やレイアウトなど、業者でなく村で作業ができないかということも業者に依頼しており、今後はホームページのリニューアルが必要かどうかとも検討を行っており、他市町村などからの情報も収集しているところでございます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

各課をまたいでプロジェクトチームを立ち上げているということでしたけれども、それをどれぐらいの期間で行っていくとか、そういう期間の計画を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的には今年度で見直しして、次年度どうするかということですので、基本的に村の新年度予算の編成が12月頃となっておりますので、11月をめどにどういう方向性で行くかというのを決めて新年度予算に

反映させる方向で今のところ考えおります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

11月まであつという間だと思いますが、ぜひ課題の洗い出しをして編成等も含めて早急に進めていってほしいと思います。どうしても見にくかったりとか、防災の観点でも他のホームページではど真ん中に地図が載っていて、誰が見てもすぐ見れる状態ですが、今座間味村の防災のマップを見ようと思ったら二手間、三手間ぐらいかけないととどろ着かない状況です。ぜひその辺の改善できるところは11月を待たずして改善していってほしいと思います。

続いて、訪問税についてですが、前回は質問しましたが、それからの進捗について伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

訪問税についてですが、去る3月定例議会におきましても法定外普通税を導入するとした場合、様々な問題があり、現在の村の施設やインフラの経費、使用料収入などの詳細の現状を把握することが前提となっており、各課において現状分析をした後に、法定外普通税の導入に向けた具体的な検討になると考えておりますと回答しました。現在それを踏まえて4月から各課における現状分析等を行うため、職員数名でワーキンググループを立ち上げ議論しているところです。法定外普通税を導入する適宜決定の指標となる分析資料を今年度で作成していく作業を進めているところでございます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

こちらワーキンググループを立ち上げて今年度中に課題というか、訪問税は幾らが妥当なのかというのを洗い出すということで、同じように今年度ということは3月になるのかな、その期間、どれぐらいまでに答えは出しますというのをもし答えられればお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

これもホームページ同様、11月をめどとしております。しかしながら新年度に入ってすぐ導入というわけではなく、この場合はまず法定外普通税の村としての料金が幾らなのかという試算をしながら、そこから法定外普通税、今現行の法定外目的税もありますので、その辺を考慮しながら最終的には村長判断となります。また沖縄県でも考えています、宿泊税等いろんな絡みが出てきますので、そういったのをしっかり勉強しながら最終的に村の方向性が決まると思っていますので、導入には時間がかかると思いますが試算はしっかり出して御報告させていただけたらと思っています。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。ぜひ訪問税ですね、我々の財源になり得る大事な税金だと思いますので取組を進めていってほしいと思います。同時に今現状頂いている美ら島税なんですけど、ずっと見直しが必要じゃないかと観光客、村民それぞれ100円ずつではなく、差額をつけることで観光でどうしても出るごみなど



に充てる費用を捻出するためには、差額をつけたほうがいいんじゃないかと再三提案してまいりましたが、訪問税の新たな取組もいいんですけども、それが実際に実現して徴収が始まるまでの間に、美ら島税の見直しというのはどう考えているか、ちょっと伺いしてもよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今現行の美ら島税の件に関しては御指摘があったんですが、正直なところ今そこまで動いているところではありません。この法定外普通税も今勉強をしながらそこも御指摘があったようにすぐ変更ができるのか、その辺も見合わせながら進めていけたらなと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

観光立村を掲げている座間味村として、どうしても財源不足というところがあるがために行われない事業というのも出てくるかと思えます。先日、4月から阿嘉島におけるトイレ清掃は阿嘉区のほうで委託を受けて自分たちの島の公共トイレは自分たちで清掃するという活動をスタートさせました。そのときに当初予定していた賃金ではなくて、そのトイレ清掃に充てられる賃金が最低賃金ということで、ちょっといろいろ話をしたことがあります。どうしても県内のトイレ清掃をいろいろ調べてみると、大体時給は1,100円から1,500円がほとんどなんですね。3月議会で議員及び特別職。特別職というのは村長、副村長、教育長ですが、給料を上げるという議案も可決されています。にもかかわらず国立公園で世界が恋する海とうたっている島のトイレ清掃の賃金が県内の最低賃金。どうにかこれを見直すべきではないのか。我々の給料を上げてもらえたからそれでいいではなくて、本当に平等性に欠けるという思いが出てきます。そういうのも踏まえてまずはスタートしようということで、トイレ清掃は最低賃金でもまずやらないことにはということでスタートしていますが、もう一度動けていないこの見直しについてどう考えているのか、村長、見解のほうを伺ってもよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

今日一日よろしくお願いたします。今回の阿嘉区の委託業務の村の積算といたしましては、沖縄県の最低賃金は現在896円を指標に、委託業務の積算としては物価高騰もありますので、村の積算としては県の最低賃金を上回った価格で積算した形となっております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今船舶観光課長のほうから話がありました。その前に先ほどの法定外目的税の話を追加で説明させていただきますが、現状の100円の目的税を上げたほうがいい。もちろん村民はどうするのという質問だったと思いますが、私もまだ情報収集をしていない部分がございますので、しっかり情報収集したいと思います。経緯といたしましては、私は職員時代からこの法定外目的税の仕組みについては勉強をさせていただき、そのまま村長になったものですから、1回目は否決をされましたが、3年後かに可決をさせていただきまして今の制度が整っております。当時の総務省の見解としては、入域する方々に対する入域する行為に対しての課税だということと、税額は税率という言い方をしますが100円でも1,000円でもいいのですが、ただ

住民だからとか、来訪者だからという線引きは税の公平性に欠けるよということで、例えば村民はただとか、村民は安くするということはできないというのは当時の総務省の見解で、これはいろいろと職員時代から相当沖縄県を通じて議論をさせていただいたのですが、当時はそれができなかったということをまず大前提としてお話をさせていただきたいと思います。そういった中で議員の先生方、それから住民の皆様方の御理解を得て、平成25年だったかと思いますが、現行の制度の中で法定外目的税を頂く仕組みをつくらせていただいたという経緯がございます。そういった中で最近ではいろいろな考え方が出てきておりますし、法定外税に関しましても当時からありましたが普通税とかいろいろなことがありますので、例えば先ほどの基本的な考え方が総務省辺りで考え方が変わっていないのであれば、今まさしく議論が始まったばかりではありませんが、普通税のところではどうかできるのかとか、いろいろなことをとにかく考えていきたいと。西田議員がおっしゃる新たな自主財源の確保というのはとても重要だと私も認識しておりますので、しっかりと情報収集していく中で法定外普通税についてもやっていきますが、法定外目的税の税率のばらつきといいますか、差があってもいけるのかどうかということもしっかりと情報収集させていただいて、可能性があるのであればこれはできるだけ早い時期に議論を進めて、既に出来上がっている制度の改正ですので、もしこれが可能であればここは先行してやってもいいのかなというふうに思っておりますが、職員とも議論を重ねながらしっかりとやっていきたいということでございます。

続きまして、先ほどのお話がありました。確かに職員含め私たち特別職も昨今の物価高騰等を含めて、あるいは企業の皆様方の賃金の状況を見ながら人事院勧告に基づいた形での上げ、それに基づいた特別職員の上げというのをさせていただいたところです。西田議員がおっしゃる内容に関してもごもっともと思っておりますが、まずは最低賃金の896円に対して多少ですけれども、私たちも上乗せをさせていただいてますよというのは申し上げさせていただくと同時に、委託事業でございますので最初からこの辺のすり合わせはなかなかしづらいところがございます。契約をしないといけないということですね。そういったところも含めて考えていかないといけないと思いますが、将来的な話と致しまして、やはりこれだけの物価高騰がある中でいろいろ生活に困窮する方々が出てくることも想定されます。そういったことも含めてもちろんベースとなる村の財政事情、先ほどの話があった法定外普通税、目的税もうまく活用できるような仕組みをつくることで、少しでも還元ができる環境、住民の皆様、あるいは働いていただける方々に還元ができる環境づくりには私としてはしっかりと努めていきたい。また職員は職員で財政規律というのがございますので、その中でいろいろなやり取りを私たち内部では出てくると思いますが、今日の西田議員からの御指摘といいますか、御提案を受けてしっかりと私と職員の中で議論をさせていただくことで、村民の皆さんによりよい生活ができる環境づくりにも努めてまいりたいと思います。以上です。

#### ○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

#### ○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。美ら島税の見直し、村民は住民カードを使って100円据え置きで、それ以外の方は500円、600円が妥当ではないか。それだと大体4,000万円、5,000万円ぐらいつれるということをお話ししました。私のほうも総務省のほうに連絡をして聞いたら、村長がおっしゃるとおり公平性を保たないといけないんですけれども、筋が通るといえるか誰が聞いても納得できる明確な説明があれば、今の100円という税率を変えることも可能であるという話をいただいておりますので、ぜひ話し合いを進めていって訪問税が時間がかかるのであればそれまで美ら島税の見直しをして、行く行くは私も美ら島税と訪問税は別に2か所から取る必要はないと思っています。美ら島税を組み込んだ形で訪問税を一括で取ればいかなと思っています。ただそれまでの間、どうしても観光でこれからトイレ清掃とかいろんなところをき

れいに保つためには、差額を強いて財源確保というのは急務じゃないかなというふうに思います。美ら島税が恐らくトイレ清掃の財源に充てているというふうに伺っていますが、その辺の確認をしたいと思います。今回の阿嘉区の委託における財源はどこから出ているか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的には集落内の道路とかの委託、草刈り作業等も含めてですので、全額が美ら島税から充てられているというところではないということを御理解いただきたいと思います。一部は充てられているという形です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。この委託で受けている一部は美ら島税、それ以外は恐らく一般財源ということになるのかな。であればなおさら一般財源は圧迫しかねない問題にもなると思います。阿嘉区が先行して公共施設の清掃に取り組んでいます。実際に島のほうでも9名の方が若い子から年幅広くグループをつくって清掃活動をしてもらっています。そうすることで役場がこれまで管理をしていたトイレの管理、それが多分業務が緩和されるんじゃないかなと、役場職員の抱える仕事量も減らすことができるんじゃないかなと。ただその財源が一般財源から出るということは、逆に財源のほうを苦しめかねないと思いますので、ぜひトイレ清掃とかに係る財源はしっかり美ら島税から補う、そういうことを明確に観光客にも伝えることによって、誰もが納得して「そうだよ、きれいな島を保つためならこれぐらいは払って当たり前だよ」ということが言える座間味村として進めていってほしいと思います。

次に、阿嘉、慶留間線のバスについてですが、その後、阿嘉、慶留間線のバスの進捗状況を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

お答えします。まず運転手募集について、令和5年度中、昨年度中に今年度の二種免許取得事業の募集を行いました。申請がありませんでした。そのため今月の6月1日から再度募集しております。問合せが現状1件ありました。課題としてバス停とかの課題の洗い出しというところですが、現状考えているのは、阿嘉港ターミナル前、もしくはさんごゆんたく館を起点として慶留間島、外地島、慶良間空港、ニシバマビーチに停留所が必要だと考えております。また設置に当たっては、住民の理解も得る必要があると思いますので、阿嘉区及び慶留間区の関係機関とも協議を進めてまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

前回の議会までの流れですと、阿嘉、慶留間線を一年間の試験運転をしてみようと。試験運転の際には料金徴収は要らない、二種免許もたしか要らないという。人がいればまず試験運転はできるとという話だったと記憶しています。であれば二種免許を持たない運転手の募集をしていただいて、もちろん人件費はかかってくると思いますが、それを基にバス停などの課題の洗い出しを行ってもいいと思いますし、逆に先に阿嘉、慶留間の住民の方々を集めて、まずバスについてのバス停のニーズがどれぐらいあるのかと、観光の需要もそうですし、一般地域の本来は村民の足として使うべきものなので、それをどこにバス停を置いて船の時間帯と合わせてとか、バスの台数が1台で足りるのかとか、そういった一年かけて課題の洗い出しとか試験運

転が必要だと思えます。その後実際に二種免許を持った人を雇って料金徴収という流れが妥当だと思えます。まずは運転手の募集をかけていただくと同時に、バス停の予定地などそういった話合いを持つ機会を進めていってもらいたいと思います。そうすると恐らくやりながらですけれども試験運転をする中で、これだったら私もできるという形で二種免許の応募者も増えていくのではないかなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

次に、村内の保安林についてですが、保安林の土地の保安林の解除に向けた取組について、今後どうしていくのか、ちょっと計画のほうを伺いたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

本日も一日よろしくお願いいたします。お答えいたします。現在幾つかの土地で保安林が解除されないまま建物、道路になっているところがあることは認識しております。当時の状況がどうしてこうなったか不明なため、なぜ解除されずに建物や道路が建設されているか経緯が今不明ですので、現状のままでは非常に問題があるという認識はあります。そのため早急に保安林になっている土地の洗い出しを行い、保安林解除に向けて沖縄県との協議を行ってまいります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

その取り組み、洗い出しをどれぐらいの期間で行う予定なのか伺ってもよろしいでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

洗い出しに関しては、今保安林については地図上で閲覧するわけではなくて、一筆一筆を南部林業事務所に申請し、そこからの回答待ちになります。ですからまずは地図でどの辺が保安林になっているかの洗い出しが必要になります。それから一筆一筆を南部林業事務所ではここは保安林に指定されていますかという申請が必要になります。それを受けて南部林業事務所からはここは保安林ですよという回答がありますので、その期間はそこまで長くはないと思いますが、その後の解除に向けての話合いの時間についてどのぐらいかかるかというのは、南部林業事務所との協議になりますので、その期間については分からない状況であります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

では地図での洗い出しから南部林業への確認作業をしていただいて、そこから先はということだったんですけども、ぜひ阿嘉島だけではなく恐らく慶留間、座間味もあるのか。私が把握しているのは阿嘉島のほうです。特に旧券売所、老朽化した建物があるんですが、結局保安林の上に建っているということでどうにもならないと。ただあそこをそのまま置いていても老朽化した建物がどうなるか分からないし、活用方法も十分にあり得ると思います。阿嘉港の橋の下のトイレから西側に向かっては公共トイレが一切ありません。現状、前浜と呼ばれるところで泳いだ観光客がトイレやシャワーを求めて一般住民の家まで入って来るというのも多々起きています。それによって住民の方が気が気でない日を過ごしているという話も伺っています。ぜひ公共のトイレ施設及び飲食だとか何か商業スペースとしての活用方法も十分考えられると思いますので、まずはそれを進める上でも保安林の解除というものが急務になってくると思います。もしかしたら国のほう

に勝手に建てていることをとがめられるかもしれませんが、そこは我々も一緒に申し訳なかったところは申し訳なかったと謝罪して、それから前向きに島のためにどうできるかというのを進めていけるように謝るべきところは謝って進めていってもらいたと思います。それに対して我々も必要であれば議員の先生方もぜひ一緒に謝りに行くことがあれば一緒に行って進めていきたいと思っています。よろしくお祈りします。

次の質問にまいりたいと思います。議会中継についてですが、これまで久米島町や竹富町の議場を拝見させていただいて、議会中継による議会の活性、質の向上及び住民への開かれた議会開催に寄与する部分が大きいというふうに思っております。本村でもぜひ議会の中継を取り入れることで議会の質の向上だとか、実際に議会に仕事上来れないという方々のためにも、そういった議会中継が必要だと思っておりますが、その辺の見解を。ここまで説明すると本来これは議会のほうでどうするかというのを決めての提案だと思っておりますが、それをやる上で一度村長のほうにもこういった開かれた議会というのが大切ではないかということの見解を伺いたしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

総務課長に代わって全て私のほうでお答えさせていただきますが、議会の運営につきましては、議会事務局側にて運営管理するものと私たち村長部局、教育長部局としては認識しております。ただ予算が生じるということもございますので、私たちが全く何もしないよということではないということも承知をしているところでございますが、まず議会事務局、そして議員の先生方の中でしっかりと御議論をいただきながら、例えば私たちのほうにもいろいろと情報提供、これからの考え方というのをお示しさせていただければ、私たちがなにもしっかりと予算措置も含めて考えていきたいというふうに思っております。この議会が住民の皆さんに見ていただくということは、議員の皆様方の普段の活動状況だけではなくて、それに対する私たち執行部の考え方をより村民の皆さんにも認識していただくいい機会だというふうに思っておりますので、基本的な考え方としては、私も賛同させていただきます。ただその在り方、どういった方法でユーチューブとか、都市部に行くとかケーブルテレビとかいろんな方法があると思うんですが、財政にも限りがございますので、御相談があったときには一緒に検討させていただき、できるだけ前向きな答えが出るようにしていきたいと思っておりますので、逆に私のほうからも議員の皆様方に積極的な御議論をお願いして私からの答弁とさせていただきますたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

前向きな答えありがとうございました。もちろんお金をできるだけかけない形で今いろんなツールがありますので、それを駆使して開かれた議会というものを目指していきたいと思っております。以上で私の一般質問はこれで終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○ 議長（宮平喜文）

続いてまいります。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

おはようございます。本日よろしくお祈りいたします。まず初めに通告どおり防災について御質問をいたします。去る4月3日の津波警報時の対応についてです。このとき津波警報でどこに何人避難したかではなくて、このとき住民の行動、または行政の判断はどうだったのか。また反省点や今後検討すべき点の総括をお願いしたいと思います。例えば、車での避難は渋滞していなかったか。また防災無線での船舶所有者を沖

に避難するよう呼びかけたことはどうだったのか。高齢者や一人で避難できない方への介助はできていたのか。また緊急避難所の対応はどうだったのか。防災倉庫の鍵は誰が持って来られたのか。那覇発の高速船が出航して沖に避難していましたが、津波警報時にまた泊港に戻り乗客を避難させた件等々。いろいろ住民のほうからも疑問点というか、これは急な今までやったことのない実際の津波警報だったので、いろいろなことがあったと思いますが、その中でやっぱり検証すべきことは検証して総括していただきたいなと思ってこの質問をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

4月3日の津波警報時の対応についての総括ということでお答えします。まず津波発生時刻、午前9時2分、その後9時5分に村長を対策本部長とする対策本部を本庁舎3階に立ち上げ、村民及び観光客の誘導や船舶の沖待ちの案内等、防災無線に繰り返し放送を行いました。また住民課が主導となり要援護者の避難誘導も行いました。各避難所に配置した役場職員からの報告を踏まえ、到達時刻、午前10時10分よりも前となる9時50分に村としては避難誘導を終了させてもらいました。その後津波警報の解除、本村の河川、沿岸の変化の状況を踏まえ、避難解除を11時3分に判断し、防災無線や各避難所に配置した役場職員より案内をいたしました。今回の地震における津波警報時の避難状況の総括としましては、まず公助の部分に当たる避難周知においては、避難第一を優先にしておりましたが、振り返ってみますと到達予想時刻まで約1時間程度あったことから、もう少し細やかな周知ができたのではないかと考えております。また自助の部分ですが、職員も含めてですが飲料水・食料も含めた防災グッズなどを持っている住民、職員もほとんど見受けられませんでした。共助の部分ですが、要援護者が避難するまでに時間を要したと思われる。やはり職員だけでは結構時間がかかるなというふうに思っております。先ほどの避難時につきまして沖の船舶に関しても、これはアドバイザーとかにも確認をしましたが、その判断は決して間違っているわけではないと、1時間もあるので自分の財産も守ることも大事。命を守ることも大事ですのでそういった情報を提供するのはいいことではないというふうに私たちも振り返って相談させてもらってそういう見解を伺っております。今文江議員がおっしゃったように、避難時誘導、交通の遮断ですね。皆さんやっぱり慌てまして、高月山までの高月山線が車で渋滞、車の事故等も発生しております。こういった細かいところの避難も大事だと思います。最終的に公助の部分で、一旦避難をさせた後の避難者の対応ですね。やはり昼間でしたのでちょっと暑くて熱中症の心配とか食料不足、トイレの問題等、様々なことが出ているのは村のほうでも認識しております。今回の避難を振り返って防災に対する自助・共助・公助とありますが、やはり公助が強くないと自助も共助も育たないと思っていますので、今後は自助・共助・公助の在り方も含めて地域住民と防災組織を再考して、今年度中には何らかの形で進められたらなというふうな実感をしております。以上が総括となっております。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

高速船の件も質問がございましたので私のほうから。実は3.11の場合がございました。あのときはちょうど阿嘉島から座間味に入って那覇に行く途中の時間帯でございまして、座間味に入港した時点で那覇側に向かうお客様全て座間味で降ろしたという経緯がございまして。それは先ほど話が出ていたように、警報が出ると港から出なさいということが保安管理者と保安庁から通達が来ますので、それを見越して当時は降ろさせていただきまして、座間味島の中で帰る予定のお客様も待機をさせていただいたという経緯がございま

した。それを踏まえて今回の場合も一報が出た瞬間に高速船には電話をしたんですが、時すでに遅しで船は出航しておりましたけれども、出航した後に保安管理者のほうから時間的にまだ余裕があるので一旦近くにいる船に関して、私たちの船に関しては寄港をしてお客様を降ろしてそれから避難活動といいますか沖に停泊するということをしていいという確認が取れた上でお客さんを降ろして船員のみで高速船を沖出したという経緯がございます。これをやらないと御存じだと思いますが、警報解除までに何時間かかるか分からない状況の中で船の中でお客さんを待機させてしまう。飲み物はあるといっても自動販売機の飲み物しかございませんし、3. 11でいいますと1日以上船上で船員はしんどい思いをさせておりますが、それ以上に乗客に同じようなことをさせていけないという判断の下で、もちろん監督官庁である行政指導する立場である保安庁、それから港湾管理者の許可を得てのことでございますので、それは御承知おきいただきたいというふうに思っております。これからもできるだけ船に関しては乗客ファーストで考えていくというのはこれからもしっかりやっていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

確かにこの間の津波警報は、住民にとってもまた行政にとっても県にとってもいい避難訓練というか実地になったと思っております。住民からはいろいろな不安というか不満も。例えば次に言うんですけども、避難所にトイレがないとか、どこに避難していいとか、そういういろいろな不安なこともあります。ぜひ官民一緒になってそれぞれの専門家、また学校関係、福祉関係、地域の区長をはじめ、地域の方たちとの防災会議を地域防災会議といいますか、それを進めていきたいと思っておりますが、これも今年度中という先ほどのお話ですが、やはり早めにいつ何があるか分からないので、ゆっくりしないで早めにそういう会議を1回で終わるわけではないと思っておりますので2回、3回、そしてまた今度避難訓練も11月にあります。ぜひその前にある程度形というか皆さんの意識、自助努力ももちろん必要だと思いますので、その会議も早めに開いていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

次に防災マップについてお尋ねします。先ほどもホームページに防災マップがなかなか見つからないということですが、ぜひメインページのメニューの中にバナーをつけていただいて、ぱっと見れるようにお願いしたいと思います。それのできるのであれば早めをお願いします。それについてはいつ頃やるとか分かりますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

いつ頃と言われたらちょっと困りますが、早急に対応したいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

続けて防止マップの配布、これは昔に配られたことがあるんですけども、各家ないと思います。ぜひ各世帯にお年寄りでも見やすいように家の中で普段から見れるように貼れるようなものを、また宿にも観光客の周知も必要だと思います。ぜひそれも考えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

これも御指摘のとおり、やはりホームページだけではホームページを閲覧できない方もいらっしゃいますので、御指摘のあったように来月広報の発刊がありますので、それと同時に各世帯に防災マップ等の配布も考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ぜひお願いいたします。それから防災マップの件ですけれども、この間八重山のほうに議員研修で行ってきたんですけれども、大きなマップの看板を空港とか港とか人の集まるところにぜひ掲げていただきたい。島の玄関口である座間味村のそれぞれのターミナル、ほかビーチにもそういうものが必要だと思いますので、ぜひ観光客に向けてのマップの掲示ですね、それをお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

御指摘のとおり、本村としましては、住民だけではなくて住民以上の観光客が訪れますので、そういった対策は必要だと考えていますので、この辺も早急に取り込めるようにしていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

よろしく申し上げます。それでは私が作った資料なんですけれども資料の1ページを御覧ください。この防災マップの中に座間味村の避難所について書いてあります。災害時の避難所は5か所。これは座間味島に限ってのことなので阿嘉島はちょっと載せていないんですけれども、その中に災害時の避難所として指定されている5か所、これについて防災の備蓄品等々は配備しているか、お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今現在、この災害時避難場所についての食料備蓄におきましては、食料を備蓄しているところの箇所だけ報告させております。歴史文化健康づくりセンターと現在役場のみに配置しております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

今食料の話ですけれども、そのほかに避難所としてのいろいろなものは整備されていますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的には飲料水と食料のみとなっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

パーテーションと言うんですか、こういう避難して来たときに個々の個室になるようなものとかそういうものは現在どのような状態ですか。



○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

これは役場のみに完備させてもらっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

一応避難所として指定されているのであれば、ある程度必要なかなと思っています。

次に津波襲来時の避難場所、これが7か所あります。この中でバツ印になっているトイレと、トイレがあるのが高月山とチシ展望台だけです。ほかの津波警報時の緊急避難所にはトイレはありません。これについてこれでいいのかどうか、お答えください。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

駄目だと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

確かにそうですね。今回の津波の避難のときもトイレ問題も大きいと思います。それと日陰。昼になるのか夜になるのかそれは津波の場合はもちろん天災なので分かりません。しかしこういった場所を見ると実際にトイレとか影になる休めるような場所がないところもあります。ぜひ今後、いつ来るか分からない災害に対して設置をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

文江議員のおっしゃるとおりでございます。先ほども総括の部分でお話をさせていただきました。やはり自助・共助・公助がある中で、公助の部分でまず第一に避難。次に避難した後の避難者をどうするかという対応が私たちもちょっと力不足だと認識しております。先ほどもお話ししたように、そういった避難した後の飲料水、食料、熱中症対策といろいろなことが課題として浮き彫りになっております。この中で津波襲来時の緊急避難場所、文江議員から今資料いただきました防災倉庫の設置とか、再構築する必要もありますので、その辺も踏まえながらできるだけスピーディーにといいですか、そういった反省点を少しでも早めに改善できたらなと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ぜひ早めの対応と防災倉庫に関してもそうです。実際に避難所にあるわけではなくて、近くにある浄水場に2個、それから阿佐からのヘリポートの中間に1か所だけです。それと鍵の問題もあります。普段は鍵がかかっているので、中身に関しては多分前も何度も質問しているので、中身はしっかりとひどい状態ではないと思うので、ぜひ今後、また防災倉庫をどこにつけるのかという部分も早めに対応をお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ありがとうございました。今の一連の一般質問を通じて、いろいろと御要望も含めて前向きに検討させていただきたいと思います。その後に防災計画の話が出てきますので、あちらで答えてもいいかと思うんですが、そういったいろいろなニーズに応えられるようにすることがとても大切だと思っておりますが、いかにせん限られた財政運営の中でどれだけできるのかというところもでございます。例えばトイレの考え方というのはうちの総務課長が言ったように絶対必要だというふうに認識はしておりますが、例えばここにはありませんけれども、稲崎展望台にはトイレが設置されておりますが、あれは簡易なトイレでございまして、そこに浄化槽があるわけではございません。いわゆる目隠しをする状況の中で非常用の災害用のトイレを使うとか、そういった衛生面も含めて考えた場合には、今までどおりのトイレの各展望台の古いトイレの在り方ではいけないと私は感じておりますので、処理まで含めた形でどういった形の、例えばトイレだけで言いますとトイレが必要なのかというのは皆さんと議論していきながら目隠しになる箱を作りますよと、その中に災害時には備蓄をしている非常用トイレを持って行って、そこで用を足してもらおうということも一つの考え方だと思いますので、座間味村は国立公園であるということも含めて、この地域にそぐった防災計画に基づいた防災の備品であったりとか、防災に対する各種整備を行っていききたいというふうに思っておりますので、その辺は御理解の上、また次に出てくる防災計画、さらには防災計画をつくるに当たってはいろいろな御助言をいただければというふうに思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

観光地としてもやっぱり防災がきちんとされているということで付加価値が上がると思います。住民の命を守るのは行政の役目だと思います。また住民も水ぐらいは持って上がろうというような指示も必要かなというふうに思っています。ぜひお手本になるような防災の島になっていけたらいいなと思っています。

次に座間味村のLINEがあります。私は清志議員に教わって登録したのですが、現在、座間味村のLINE登録は183人とお聞きしました。今の時代、情報伝達のアイテムとしてもとてもよいと思ったのですが、携帯で常にどこでも持ち歩いているし拡大して見ることもでき、私の年齢でも便利だと思います。しかし普段入ってくる情報は、残念ながら子育て関係の情報ばかりです。もちろん津波警報のときは避難勧告もLINEで来ていました。そこにマップを載せたりもっと具体的な避難指示、例えばガスは消したかとか、水は持ったかとか、そういうような避難指示もあればいいかなと思います。また耳の不自由な人も見れてLINEの幅広い活用をしてほしい。それには村の情報を発信し、子育て世代だけではなく多くの住民が登録し活用できるように普段からしたらどうかと思います。これについていかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まさしくDXですね。大切なことだと思っております。LINEの経緯は住民課のほうで提案がございまして、村の公式LINEの開設をしたところでございますので、もともとは子育て世代に対する情報発信というところから始まったということはまず大前提としてお話をさせていただきますが、そういった状況の中でまずは子育て支援、例えば予防接種はいついつありますよ、こういった教室がいついつありますよということから始めております。先ほど来、西田議員からも質問がございましたホームページをどうするんだということも含めて、DXであったりとか情報の伝達方式というのは非常に私たちもしっかりとやらないとい

けないということで、今年度4月から沖縄銀行フィナンシャルグループのほうから一人、玉城さんという方を出向していただいて企画をやらせてもらっておりますが、彼にも関わってもらいながら座間味村のDX化、あるいは情報の伝達の在り方というのをしっかりと検証しているところでございます。ホームページとLINEの大きな違いは、ホームページはその方々が探して見に行かないと見れないという、いわゆる探っていないといけない。LINEの場合はプッシュ型というふうに考えております。どんどん情報を流してピコピコ鳴りますから、これを携帯あるいはタブレット等で確認をするということでいいますと、非常に有効で迅速な情報伝達手段であるというふうに考えておまして、今ホームページの見直しに向けての話合いをしておりますが、村の公式ホームページ以外にも先ほど話をしたLINE、それからフェイスブックも持っております。こういったのもうまく連動させることで、より住民に多くの情報をお伝えする。取りに行かなくても情報がどんどん入ってくる。うまくフェイスブック、そしてLINE、さらにホームページを使い分けることによって住民だけではなく観光客や訪れる皆様方にも、よりよい行政の考え方やか災害もそうできると思っておりますので、その辺もこれからしっかりと議論をしていくということで今庁内で話し合っておりますので、今しばらくお待ちいただきまして、この内容についてもまた皆さんに御報告できればというふうに思っています。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

そういう昔はなかったものですがけれども、今ある情報を伝達する手段として、ぜひ今後、幅広いことを検討していただき、住民がすぐ見れるような状況にしていきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

次に防災計画については、先ほど言った地域住民も入れての地域会議、防災会議というのはいつ開かれるのかなということを言いたかったんですけども、それは先ほど早めにやったださるということで、これは何度も何度も話し合っ、1回で話してできるものじゃないと思います。もちろん専門家を呼んでということで区の総会でもいろいろ話してはいたけれども、それよりも住民を交えての防災の会議をぜひ開いていただきたいということでもあります。

それから最後に、台湾では地震発生後すぐに避難所ができたとか、それも日々の訓練でできたと思いません。訓練も中身の充実を図り、ぜひ防災に強い島として発信できたらいいなと思っております。以上です。

次に、継続質問で3月の議会で、沖縄県離島住民コスト負担軽減事業と長い名前なんですけれども、簡単に言って島割について、片道の料金が設定できないものかという質問をいたしました。先日、離島市町村の議員の研修がありました。そこでもほかの離島村の議員に聞いてみると、片道の設定が普通にありました。このことで県の企画部交通政策課の島の現状をお話しし、お話をまた聞いてまいりました。「そのような要望は何度か伺っています」「今後、前向きに離島市町村首長たちと話していきたい」というお言葉をいただきました。ぜひ村長のお力添えで高速船やフェリーの島割の片道料金設定が実現できるようにお力添えをお願いいたします。村長、よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。まず先ほどの質問の趣旨の中で、すでに片道をやっているところがあるというような発言がございましたが、ちょっと私たちの中では船で片道の割引をやっているところの実態が分からない。今はちょっとハードルが高いよという話が大分前に私も聞かされていたので、ちょっと調べさせていただきたいと思っております。航空運賃はたしか片道の割引があるということだったと思うんですが、それに準じて何かしらできないかということだと思っております。航空運賃の場合は、例えば琉球エアコミューターみたいに単独の航空会社しか走っていないところというのはやりやすいのか、だけではなくて複数の飛行機会社、全日空、日本航空、RAC、JTAとか宮古、石垣とか、そういうところも含めてということもあつての航空会社の片道の可能性があるということだったのかなというふうに認識しておりますが、いずれにせよ今の御要望に関しましては、いろいろずっと継続で質問も来ておりますし、再度私も沖縄県、企画部交通政策課と議論をさせていただく中で、またほかの離島自治体の首長の皆さんと一緒にその問題解決といえますか、御要望に応えられるような取組をしっかりとやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

先ほどのほかの船で片道がないんじゃないかとおっしゃっていたんですけども、竹富町では片道運賃、島割の負担軽減事業運賃表というのがあって、片道の運賃が出ています。そこもありますので、ぜひフェリーとクイーン、2本立てで座間味村では運行していますので、片道料金ができれば一番住民としては便利ということなので、ぜひよろしく願いします。

次に、またその中で往復の適用される2週間の縛りに関しても、これも市町村でまちまちでした。伊是名島だったかな、どこかは30日とかまちまちでしたので、このことも交通課に聞いてみました。そうすると、やっぱりこれは国や県の縛りではなく、各町村に任せているということでした。なぜ2週間という縛りがあるのか。実際病院とかあと介護とか内地の親御さんがいらっしゃる方もすごく増えていますので、あと子供たちの夏休みということもありますので、2週間の縛りも少し検討していただけたらいいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

本村の運送約款では14日間とうたわれております。この運送約款は国の認可をいただいております。認可を変更しようとする場合は変更届出が必要になっていきますので、14日間が妥当なのか、ほかの離島市町村も確認しながら検討したいと思えます。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

利便性の向上はすばらしいことですから、できるだけ前向きに検討させていただきたいと思いますが、すみません。船舶業務は専門的にやっておりますが、ただ予約という形でいきますと、座間味村の場合は向こう2か月までは予約が可能ですよということと、それとアイランドネットワーク、そういうのは3か月ということがあります、基本認可だけではなくて運行の計画というのが毎月の合計額は2か月前ですかね、

沖総局に年間として一応決まっているんですけども、ちゃんと申請をしてそれから運航の内容が決まっていくなという状況もありますので、例えば2週間はいいんですが、2か月までは予約できるんですが、さらにそこから2週間なのか1か月なのかというと、例えば船の運航スケジュールが正式に沖総局に申請を終わっていない状況であるということも含めて考えますと、そういったもろもろのハードルはあるかと思っております。そういったことも含めて座間味村に関しては2週間ということで運送約款の認可をいただいたということだったと思うんですが、その辺も含めてやらないということではなくて、こういったことも含めての経緯がありますよということと、これを踏まえてどこまでできるのかというのは、しっかりと判断をさせていただきたいというふうに思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

この2週間というのは、島割で買ったときに往復2週間分しか買えない。例えば2週間過ぎて帰りのチケットを買うときには島割はききませんよということなので、例えばそれを1か月とかできるのであれば延ばしていただきたいということです。

それから90円の払い戻しについて。前の3月の議会で質問したのですが、高速船の往復運賃を買って帰りの高速船が欠航してしまった場合、フェリーに変更せざるを得ないとき、発生する90円の払い戻しについて回答をください。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

お答えします。島発の高速船往復を購入し、フェリーに乗り換えた際に差額の90円が発生しますが、今までチケット変更時において差額の90円の返金は行っておりませんでした。その理由としましては、船舶欠航時のチケット変更以外、欠航以外の場合、自己都合でチケットを変更した場合においては、変更手数料として200円を頂くことになっております。なので自己都合の場合は90円返金後、お客様から変更手数料の200円を頂くこととなります。差額が110円発生するため、そういうことがありましたので返金は行っておりませんでした。今後におきましては、船舶欠航時においては90円の払い戻し、欠航じゃない自己都合の場合においては90円を返金後、200円の手数料を徴収したいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

私が前提としているのは、急な欠航ということで往復を買いますよね、明日帰りたいということで買うときの分で、明日船が急に出なくなったということなので、自己都合に関しては私は別だと思っているんですね。ただ今ここで言いたいのは、どうしてもこちらの都合ではなくて船の都合で欠航した場合は90円の払い戻しは今のお答えだとやりますということですが、いつからやっていますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

すみません。日付は覚えていませんが、前回クイーンが欠航したときから行っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

これは周知しないと、今まで90円はないものだと思っている住民がほとんどです。ぜひこの周知というのは大事だと思うんですが、たかが90円だけれどされど90円であります。今まで自己都合で変更した場合は200円の手数料を取るからということで、急な自己都合じゃない欠航に関しても同じという考え方はおかしいのかなと思います、その件はいかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

確かに欠航時はこちらの都合で欠航になりますので返金はやらないといけないと思っております。それ以外に関しましては、自己都合の場合は運送約款でも定められていますので、変更手数料として200円頂くという形になりますので、これについては今後そのようなケースがあれば行っていきたいと考えております。周知の方法に関しては、今現在チケットを変更する際に必ず窓口でしか変更できませんので、那覇事務所のほうでそのように周知するようにお願いしています。また併せて7月の広報にも載せたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

こういう情報も早めに広報がいつ出るのかちょっと分からないんですけども、大事なことだと思います。90円って要らないっていう人ももちろんいらっしゃるかもしれないけれども、90円がなかったら税金は未納になるし、また買い物をするにしても90円がなかったら買いたい物も買えないという、されど90円なので、ぜひそこところはなぜ今までこうなっていたのかということも含めて早めの周知、例えば掲示板に貼るとか、さっき言ったLINEでお知らせするとか、絶対帰るときは那覇から帰りますから那覇のほうもそういうようなことをもしあった場合、スムーズにできるように、那覇で返金をするというではないんですよ。返金はどこでされるんですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

現在は座間味のほうに帰ってきて島のほうで返金手続きをするようにお伝えしていましたが、今後は那覇のほうでも窓口にありますので、2回寄る必要がないために那覇の窓口で行っていきたくと思っています。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

分かりました。次の質問があるので急がせていただきます。

本村における幼稚園入園前のゼロ歳から2歳の保育環境についてお伺いしたかったんですが、少し3歳、5歳のことも触れさせていただきます。よろしくお祈りします。今年度は5年に一度の座間味村子育てプランの作成年度なので質問させていただきます。まず本村における保育環境がほかの離島村とどのような違いがあるか、私なりに調べてみました。お手元の参考資料2を見てください。これに関してですけれども、御覧のとおり座間味村だけ村営認可保育園はありません。実際、家庭的保育園ということでエンカレッジがあります。常時預かれる定員は5人です。対象のゼロ歳から2歳の島の子供の数もここに載せております。16名います。ほかの離島市町村と比べてどのように思われるか、これについて村長の意見をお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

対象児童がいるということはこの表を見て重々承知しておりますが、子育ての支援につきましては、本村にできる状況の中でしっかりやっていきたいというふうに考えております。漠然と今質問されたのでこれだけしか答えられませんが、この一般質問の議論の中でいろいろと私たちの担当課長も含めて、しっかりとした議論をさせていただければと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

子育て支援、日々子供たちは成長しています。そこに関わるお母さん、お父さん方も仕事をしていて大変な時期です。ぜひこの表にあるように、有人離島で保育所がないのは座間味です。そして中に北大東村がありますけれども、北大東村は令和3年に幼児型こども園にしました。これは教育委員会の管轄ですが、現在21名、5歳からゼロ歳までいらっしゃいます。こういう数字を見ると、ぜひ座間味村も保育所、もしくはこども園というような公立なものをつくるべきだと思います。座間味村にはファミリー・サポート・センターというのがあります。この事業の利用状況を教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

おはようございます。本日も一日よろしくお願ひいたします。ファミリーサポートの利用状況なんですけれども、令和5年度は4回の実施がありました。今年度は1回実施をしております、来月2回実施する予定となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

実際、ファミリーサポートの予算計上は10万円あります。その中で保護者の皆さんからは「大変使いづらい」「限度額を超えたら使えない」サポートする側もお願いする側もお子さん1人に対してですけれども時給600円です。兄弟がいたら2人目からは安くなります。副村長にお聞きします。地域の子供としてお子さんを見るのに時給600円で預かって見れますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

確かに安い金額だと思います。これは賃金ではなくてボランティアという形で預かっていただいているので、この金額を設定させていただきます。今後、ファミリー・サポート・センターを御利用いただく保護者の皆様の助成を検討することになっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

同じサポートで「しまサポ」というのがあります。これは高齢者の援助です。これは10分刻みの料金で時給にすると頂くほうは900円です。こういうような形にできないか。このファミサポは限度額を超えた

らもうその後は自費で出さないといけないというルールであります、しまサポのルールのほうが私はよりよいのかなと思います。子供を持つ親としては、いざというとき頼りになる制度だと思います。もっと補助金を出して、せめてしまサポぐらいに。また支払い方法も頼みたい方もサポートしたい方ももっと工夫が必要かと思いますが、住民課長、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

利用料金が会員に支払うのが600円といますのは、先ほど副村長がお伝えしましたとおり有償ボランティアとなりますので、600円となっていることは御理解願いたいと思っております。もっと利用していただけるように助成額の見直しも検討してまいりたいと思っておりますし、会員の増員もお願いしていこうと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

このしまサポはボランティアではないんですか。考え方として。ファミサポはボランティアで、しまサポはボランティアではないんですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

しまサポは村の社会福祉協議会が行っておりますので、どのような料金の設定か把握はしておりませんが、この600円といますのは、全国的に都市ですと800円のところもありますが、ほとんどの市町村が600円としております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

私の妹も横浜でやっているんですけども、1,000円幾らか時給をいただいているそうです。このファミサポです。だからもうちょっとよく調べていただいて、ボランティアといっても自分の子供を見ながらよそのお子さんを見るんだったら600円でもいいかもしれないんですけども、いいかどうかはちょっとそこは違いますね。ただ幅広く求めるのであれば、例えば私みたいなオーバーとか、年齢層を広くしてもっと経験者が見ることも私はいいと思います。ただそれにはやっぱり600円で副村長もできるかどうか分からないんですけども、見るというのはちょっと厳しいのかなと。もちろん責任もあります。講習も受けてそれなりにやらないといけないというのも分かっています。ただ、もう少し検討の余地、もう少し幅広くお願いする人もお願いしやすいように、そして預かるほうも預かれるようなそういうシステムをつくっていただくと。今内地のお母さん方は両親が遠くにいらっしゃいますので、それで大変な思いをされていると思いますので、ぜひこの制度を活用できるようにお願いしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ありがとうございます。しまサポというのは多分補助をもらわないでやっている社協独自の事業かなと思います。ファミリー・サポート・センターというのは県の補助をもらいながらやっている事業でございます。



て、またしまサポとは違うのかと思います。今おっしゃったように確かに600円というのは高額ではないのかなと思いますけれども、支援員の資格を持った方しかファミリー・サポート・センターの会員になれないものですから、その辺も考えながら県ともほかの市町村、あまりファミリー・サポート・センターをやっているところはないんですけれども、座間味村の場合、文江議員からいただいた認可保育所のほう、座間味島がゼロとなっておりますが、エンカレッジは認可保育所ですので、家庭的保育の認可保育所です。村営の保育所はないです。そこは非常に難しいところでしたので村営の保育所ではございませんが、保育所としては1件あるということは御承知おきいただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

すみません。急ぎます。先ほど最初に言ったんですけれども、前回、令和2年に村の子育てプランをつくっています。そして5年後に今度つくることになるんですけれども、令和2年につくった中にも、ここに書いてあるんですけれども、幼児期の教育・保育体制づくりとして村の見解が書いてあります。新制度で保護者の就労状況にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育ての支援を進めることを目指しています。そのため幼稚園と保育園の機能や特徴を併せて持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体化に受けることが可能な施設として位置づけられています。国では認定こども園の認可手続の簡素化により、新たな設置、移行をしやすくなるなど、普及のために施策を打ち出しています。現在、本村では幼稚園において1号認定、保育ニーズを含む2号認定を受け入れるとともに、一時預かりを実施しております。教育・保育を一体化に提供する形はできています。今度は一時預かりの時間延長を図り、保育ニーズ、対応の充実を図る必要があります。ということで認定こども園の整備に当たってはメリット、デメリットについて慎重な議論を重ね、今後の方向を定める必要がありますと書かれています。認可こども園に関しては、どういうふうな考えがありますか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

認定こども園に関しましては、ゼロ歳児から2歳児までは20名以上を起用する方が必要だと聞いておりますので、就労とか保育が必要な児童が利用することになっていきますので、現時点では難しいのかなと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

先ほども言った北大東村では、現在21名預かっています。これを考えると認定こども園にした場合、座間味島にいる子供たちの人数を見ると40名近く、ゼロ歳というのは年齢的に月によって違いますので、そのゼロ歳の7名を引いたとしても33名います。保育環境を整えることによってやはり就労という面もあります。雇用が増え財政が増え、未来の島づくりに絶対必要なものだと思いますので、ぜひ村長、肝入りでつくっていただけたらいいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

国の各種制度を活用していろいろな幼児・児童生徒の施設をつくり整備するだけではなくて、いろいろな

決まりごとがあると思っております。そういった中で、例えば20名以上じゃないと基本的なところでいうと、先ほどの施設がつかれないんじゃないかという意見もあるというのも、私も今拝聴させていただいたところですが、しっかりとこの意見を踏まえて、これが新たな子育て支援計画をつくることになっていこうかと思っておりますので、その議論をしっかりとしていただきたいと思ひますし、その議論を基に私どもはしっかりとした計画をつくり、その計画に基づいて各種事業の推進をしていく、子育て支援をしていくことだと思っております。そういった中でも座間味村は歴史的な背景をひもときますと、いち早く他自治体よりは3年保育を始めたとか、そういったこともしてきたところでございまして、それをどう変革していくのかということ。それと西田議員が常々学校の統廃合についても話をされておりますが、阿嘉・慶留間の幼児に対してのサービスの在り方、あるいは福祉の在り方というのはどうあるべきかという、多島からなる自治体の難しさもございまして、そういったところは御理解をいただきながら、できるだけ住民の皆さんに喜んでいただけるような施設づくり、施設運営をしたいという気持ちでございまして、まずは今年度策定する計画についてしっかりと担当課長にも議論の中に加わっていただいておりますが、さらに深堀りをさせていただく中で、しっかりとした座間味村の実状に合った施設、あるいは運営のスキームをつくっていききたいというふうに考えております。引き続きいろいろな御提案をいただければありがたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ぜひよろしくお願いします。座間味村は唯一人口がそんなにまで急低下しているわけではないので、もちろんほかの離島、阿嘉島、慶留間島もあります。しかしそれは座間味島の子供たちの人数を見ると、まずはここを何とかして、それから阿嘉島、慶留間島というふうに考えていかなければいけないのかなと思っておりますので、ぜひ阿嘉島を置いてけぼりにというふうには考えていません。ただ見本になるような座間味島になってほしいというので今後もぜひよろしくお願いいたします。以上、終わります。

○ 議長（宮平喜文）

これで又吉文江議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

引き続き一般質問を行います。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

今日一日、よろしくお願いします。早速一般質問に入りたいと思ひます。いつものとおりですけれども、阿嘉港の不法投棄について、その後の進展をお願いしたいんですけれども。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟産業振興課参事。

○ 産業振興課参事（中村 悟）

お答えします。今日一日、どうぞよろしくお願いします。3月議会でも答弁したとおり、沖縄県南部農林土木事務所、村では面談を計画しておりますが、昨年の10月以降、当事者が島外へ出ているため面談には至っておりません。県南部農林土木事務所から再三にわたり電話での交渉を試みても連絡が取れない状態となっております。1月30日には村長が県南部農林土木事務所所長と面談を行い、進捗状況の報告を受けて

おります。それから3月1日は住居に警告書を貼り、3月31日までに放置車両を撤去するよう促しましたが撤去には至っておりません。また、県南部土木事務所は県の顧問弁護士と協議を重ね、法的措置での解決を検討しているところであります。放置車両の劣化が進んでおり、台風等の強風により車両の破片が飛散しないよう5月31日は県の農林土木事務所と村のほうでネットを掛け、飛散の予防を行っているところであります。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

現在、この不法投棄を見ると、今網がかぶさっているんですよ。この網をかぶせたのは最近だと思うんですけども、網をかぶせたのは誰がかぶせたのか、それとも網をかぶせた理由を教えてくださいたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

これは沖縄県が主体となってやっておりますが、経緯といたしましては、私が1月30日に先ほど答弁があったように南部農林土木事務所の所長と面談をさせていただきました。これはあちらからの呼びかけで行ったんですが、当時からいまだにそうなんですけれども、電話をしても捕まらない。島にもいないということで、とにかく御本人と連絡が取れないことには前に進まないわけです。というのは財産的な問題もあって前々から私たちが那覇署にお願いしているときからそうだったんですが、まだ財産はその方のもので、その財産に対してなかなか手をつけることができないですよねということが、やっぱり今でも同じ状況になっているんですね。その状況を踏まえていろいろ試みていますけれども、「電話も取らない、家にもいない、所在をつかめないの困っているんですが一生懸命考えていますよ」という話をいただいたところです。そのときに私から申し上げたのは、「もうゴールデンウィークが終わったら夏が来ますよ」「台風が来たらどうしますか」「どういう対策を考えていますか」という話をしたら、最初はこの物の周りにバリケードといえますか、よく工事現場にあるものを張り巡らしますという話をしていたんですが、果たしてそれで台風に耐え得ることが出来ますかと。確かにこれが台風で飛んで民家に何かしら損害を与えた場合には、一義的にはこの人が悪いとなるけれども、議会でもこれだけいろんなところでどうかしてくれと一般質問含めてある中で、法的にはそうかもしれないけれども、おかしいんじゃないですかと。ネットをかけることはできないのかという話をさせていただいたのは私でございます。当初は、「なかなかこれもね」という話だったんですが、そこは「それでも人が出てからでは遅いよ」と。「家に被害が遭ってからでは遅いよ」ということを強く申し述べさせていただいた経緯がございまして、今はネットがやっと張られたという状況でございます。引き続き沖縄県にはしっかりと対応するように、本人と連絡が取れなくても次の段階に進めることができないのかということも併せてお願いをしておりますので、ここまでしか私のほうでも言えないんですが、心苦しいところもございしますが、まずネットを張っていただいただけでもちょっとだけ前進したということで御理解いただければありがたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

その方が以前まで住んでいた家が住める状況ではないと、その住宅も。その周りにはいろんな物が不法投棄されているものですから、ニシバマの国立公園のそこにも洗濯機や冷蔵庫が投げられていると。海岸沿い

には船も放置されて、橋の下のほうにはもう1台の車が車体も落ちてきているような状況で、そういうふう  
に4、5か所ぐらいそういうふうな不法投棄がされているわけですよ。本人が捕まらないとなってくると、  
今後このままの状態経過を進ませてしまうのかなというのがものすごい不安で、やっぱり観光客が来たと  
きに村民としては本当に恥ずかしいぐらいそういう状況に置かれていますので、ぜひ行政執行でも行うよう  
な形でも片づけてほしいなと思いますので、ぜひ御協力をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

何度も御指摘をいただいて、何度もそのとおりでと思っておりますというお答えしかできないのは申し訳  
ないと思っておりますが、引き続きしっかりと沖縄県のほうにも働きかけをして、新たな方策を取ることが  
できないかということは、これからも訴え続けていきたいと思っております。住んでいる家の話も含めて御  
回答させていただきますが、その件に関しましても私どもといたしましては非常に危惧をしております。建  
物の所有者だったりとか、土地の所有者の方と実は連絡を取らせていただいている、もともと住んでいる方  
と連絡がつかないという状況も含めて、これから非常に危険な建物に既になっている。これが何かしら損害  
を与えるようなことがあれば、またいろいろと家の持ち主の立場としても地主の立場としても、やっぱりし  
んどいんじゃないですか、もしよろしければ一緒に解決方法を見いだすことはできないでしょうかというこ  
とで、既に電話でのやり取りをさせていただいております、これについてもその方々と近々に私どもの顧  
問弁護士のほうに赴いて、行政としてどういった対応ができるのか。あるいは地主としてということの相談  
に行くことが決定しておりますので、これももしかしたら今の漁港と一緒になかなか前に進みづらい話かも  
しれませんが、何もしないよりは、まずは第一歩踏み出そうということで動き出しているということは、ぜ  
ひ御承知おきいただきまして、御理解いただきたいと思ひますし、また何かお知恵がありましたら、あるい  
はこの方と連絡がつく方法が分かっている方がいるのであれば、そういったことも含めてぜひとも御協力を  
お願いしたいと思ひます。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

大変だと思いますけれども、ぜひお願いします。次に移らせていただきます。フェリーざまみ、阿嘉～那  
覇行の船についてです。平成27年、28年に阿嘉から乗船するときに席を空けてもらっていましたが、  
それがいつの間にか平成27年、28年の議会で決定しているものが守られていないと。それは課長か  
ら課長に引き継いでいないのかなと。それともそのマニュアル自体がないのか。その辺をちょっとお聞きし  
たいと思ひます。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

お答えします。質問があった後フェリーざまみの船長、船員に確認したところ、夏季繁忙期シーズンは確  
かにロープを張り、阿嘉島から乗船するお客様の座席を確保していたと回答がありました。ただシーズン前  
におきましてはロープを張っていなかったと回答をいただいております。今後は年間を通して専用席を設け  
るよう船長、船員に周知をいたします。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。これは住民からもいろいろあったものですから、シートの上に荷物を置いて、ファミリーで乗って来たお客さんがこの荷物を降ろしてくれないかという話があって、その荷物を置いてあるものを何で動かせるのと、そういうような椅子の取り合いがあったということですから、そういうものはやっぱり出航する前に船員がチェックするという形で、またひどいになると那覇に入港するまで荷物がそのまま乗っていたとか、そういうのもあるんですよ。ですからクイーンが欠航したときにはフェリーは満席状態になるんですよ。フェリーって那覇から出てくるのは半分以上は阿嘉島で降りるのが多いんですよ。それでフェリーをほとんど利用しているという形ですので、阿嘉から乗るのも半分以上乗るということですから当然満席になるわけですよ。それでこのシート確保のというのは心がけてロープを張るような形でお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。365日お願ひしますね。

あともう一つは、泊港北岸のクイーンのカンセル待ちができないということで、それは何でできないのかなというのがこれも住民からあったので、体が不自由な方、妊婦とか幼児を連れていらっしゃる方、そういう方も今泊のところでチケットのカンセル待ちして、いざ乗れるとなったらこの5分、10分で体の不自由な方がクイーンに間に合わせて乗れるのかという、その辺が私はちょっと疑問なんですけれども、その辺についてどういう対応をしているのか、お聞きしたいです。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

お答えします。現在、那覇出張所を外部委託しております。北岸でもキャンセル待ちを行えるように依頼しておりましたが、人員配置の兼ね合いで対応できていないという回答がありました。今後は北岸事務所においてもキャンセル待ちが行えるよう、委託事業者にも再度通達しサービスの質向上に努めたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これはいつ頃からできそうですか。大体でいいですので、この辺の日にははっきりしてほしいなというものもあるんですけども、このシーズンでできる予定ですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

委託事業者とはもう話をしておりますので、今後満席の便があれば北岸事務所でもキャンセル待ちが行えるようにしております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これですね、早めにやらないと、やっぱり体の不自由な方にはものすごいきついことですので、クイーンの場合はまだバリアフリーができていないわけですよ。離島に来るとちゃんとしたバリアフリーになって車椅子でも乗れるようになるんですけども、泊港ではまだそういう設備が何もできていません。階段も上らないといけない。そういうような状況の中でましてや向こうから歩いて来いとなっていて、歩いて来て潮が引いたら下に下りないととか、上に上がっているとまた上っていかないといけないというような、体の不自由な方にもものすごい不親切なんだと思います。この辺は一つ一つ解消していかないと駄目じゃないかなと、

私は北岸に対してそういう自治体で努力して県にも要請をしていただきたいなど。北岸は前からの問題もあるんですけども、バリアフリーが全然できていない。ポンツーンもできるような形で渡嘉敷と一緒にそういう要請もやっていただきたいなと思います。ぜひこれに対してよろしくをお願いします。

4つ目に入りますけれども、4月3日の地震についてです。それはほとんど又吉議員がお聞きしていますので、私もちょっと省かせてもらいます。一部は言いたいと思いますので、災害について先月の5月13日に発行された「うみかじ」のほうですね。この資料は立派だと思うんですよ。この災害についてのうみかじですね。体の不自由な方の災害準備、こういうものが出ていますので、これは備蓄品とかそういうのも全部出ています。これを家のほうに貼られて災害が来たときにはどのような物を揃えているかというものを、やっぱり揃えたほうがいいと思いますので、これを重点にぜひ執行部のほうも進めていただきたいなと思います。ただ一つ言いたいのは水だけ。この前の4月3日の災害で避難したところは水だけがなかったんです。一応飲もうと思えば飲めたんですけども阿嘉のほうは。座間味、慶留間はどうか、まだそれは聞いておりません。

もう一つは、阿嘉の場合はヘリポートが一番の避難所となっているんですけども、ヘリポートはドクターとも相談したんですけども、緊急患者用ということで避難所には今やめてくれないかという話になって、いつ避難する人が出て、いつそこで事故が起きるか分からないと。そのときにヘリポートでかなり車が渋滞していたんですよ。そのときにドクターから「今急患が出たらどうしますか」という話があって、「車は一気に動かせられないですよ」と言われ、そしたら海水淡水化のその場所を確保するような形でお願いしたんですけども、そこがまた快適だったんですね。阿嘉の場合は。トイレもちゃんと設備されているし。海水淡水化の設備のところ避難できるということが分かりましたので、今後そこを避難所に指定できるような形で県と相談していただきたいなと思うんですよ。津波警報が出た場合はすぐここというように。トイレとかいろんなものが全部揃っているものですから、やっぱり海水淡水化のあの場所というのは最高の立地上でした。その場所で区民も喜んでいる状態でしたので。ああいう形で全体的にトイレも全部そういう設備ができるように、そこで水があったら快適でしたけれども、それを見本として座間味も慶留間もそういう形でぜひ実行していただきたいなと思います。どうですか、よろしくをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

浄水場の件には感謝したいと思いますが、まずヘリポートを指定しているというのは浄水場ができる前から一時避難所という考え方でございますので、それはぜひ御理解いただきたいと思います。仮に急患搬送が必要な場合にはそれなりの措置を、もちろん役場の職員も今、阿嘉・慶留間出張所というのをつくって15年になりますが、しっかりと今年度からある程度の人員を阿嘉・慶留間出張所にも配置をして、災害等を含めたときに対応できるような体制を整えつつございます。そういった状況の中でしっかりとやっていきますが、まずヘリポートに関しては先ほども話したように、あくまでも一時避難所だということと、やはり車で交通渋滞がしていた。これは自助・共助・公助のどこに当たるか分かりませんが、やはり移動の仕方というのは座間味に限らず、今回の台湾沖の地震でも沖縄本島では非常に前にも進まなかったということ、車線を増やして移動させたとかいろんなことがありますので、一義的にまず車の移動でよかったのかどうか、急患が発生した場合にどういう形で救急車を運用するのかというのも、これからまたいろいろ検証が出てこようかと思っております。そういった意味では、今回の台湾沖地震での津波警報というのは、一つの新たな課題の洗い出しができたということでございますので、皆様方からの先ほどの話に戻りますが、防災計画の中にも反映できるようないろいろな貴重な御意見を拝聴する中で、私たちができること、そして村民の一人一人

ができる自助も含めて、地域防災士の育成も図っていくということで予算化をしていたりということもあります。また報道でもありましたが、4月から民間企業の方々でこれまでも他の自治体と連携をして、包括連携協定を結んで災害に関するアドバイスをもらうアドバイザーも選定をさせていただきました。そういった方々を介して、先ほどの住民との意見交換会であったりとか、私たちの防災に対する仕組み等に関してもしっかりと対応できるような組織づくりをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

災害について、ほとんど又吉議員が聞いていますので、私はこれで終わりたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

以上を持ちまして午前の部はこれにて終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

こんにちは。一般質問1点ですが、キャンプ、野宿についてです。以前にもちょっと関連した質問を行いました。座間味村ではキャンプは指定のキャンプ場を利用し野宿に関しては無人島含め全島で禁止されている。しかし釣り人に関してはちょっと対策が甘いと思うんですが、これから観光シーズンを迎える中、釣り人に対する対策をどう考えているのか見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

お答えします。本村において指定キャンプ場、阿真キャンプ場以外でのキャンプは禁止とホームページ等において周知させていただいております。釣りを目的に来村される観光客の方へは、各港において掲示物等で注意喚起を行っているところであります。またテントを張ってキャンプをしているのか、休憩するため、雨風をしのぐためなのか分かりづらい状況があります。港でのテント使用に関しては役場職員において声かけをさせていただいているところであります。今後はホームページでの情報発信及び各船舶の目につく場所に掲示物を貼って環境省とも連携しながら周知強化を図ってまいりたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ありがとうございます。確かに那覇北岸事務所、また船舶内に啓発をする張り紙、ポスター、それとフェリーと各座間味行、阿嘉行の手荷物を預けるコンテナの奥のほうにもでかい注意喚起がされていると思うんですが、見て分かっているのかどうか分からないんですけども、やっぱりこういうのを無視して入ってくる方がいるなと思います。例えば去るゴールデンウィークでも慶留間の外地島の先にある無人島で釣りをしているお客さんがいるということで、たまたま前の日に慶留間の方が釣りしに行ってみて、「こっち

ではキャンプ、野宿はできませんよ」ということで注意して、その日のうちに帰るように諭したんですが帰らなくて、私はその情報を後で聞いたんですけども、ちょっと話が前後するんですが、私らはしばらく夕方まで港の近くにいたんですけども、そのときに全然何も感じなくて、翌朝来たら浜にゴムボートが上がっているわけです。ちょっと見たような、おとといも来たような感じだったんですけども、いつ来たのか分からなくて、聞いたら「昨日そういうのがいて注意したよ」と。だけどその晩は帰ってこなくて、その日中は来なくて私らが夕方前、午後から港でちょっと船の修理とかいろいろやっていたときに持ち主が来て、「この車はあのボートの持ち主だけはずよ」と言っていたけれども、私らがいる間は車に行ったり来たりなんですよ。来たら注意されるんじゃないかなということで行ったり来たりしていたんですけども、夕方になりかけて私らが引き揚げてちょっと公民館の近くにいたら、そそくさ近づいてきて、そのときにたまたま中村参事が来て「どうなのか」と。そしたら「釣りだ、釣りだ」の一点張りだったらしいので、それ以上とがめようもないということで彼らは船を下ろしてモカラク島に行ったという経緯があって、翌朝私らが知らないうちに船を上げてそのまま島からフェリーが出るまでどこかでうろついて釣りでもしていたと思うんですが、果たしてこの人は本当に釣りだけで来ているのかどうか、もしかしたら夜のうちに水中ライトを持って電灯潜りでもしているんじゃないかなという疑いがあるわけです。そういうのが証拠がつかめない状態でグレーゾーンな形でそういうのが慶留間だけではなくほかでもあるんじゃないかなと思って、この辺の線引きをどうにか確立してもらいたいと思うんですが、どうにか対策を打てないか見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

確かに釣り客なのかちょっと分からない部分がありますが、やはり先ほども言ったとおり環境省との連携と、また観光協会での周知等と、また条例施行規則には職員、区長、消防団等と書いてありますので、それについて図って案内、周知をしていきたいと思えます。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

なかなか線引きが難しいではあるんですが、彼らは島の人がいる間はぜんぜん寄って来なくて、いなくなったら来るということは、やっぱり悪いことをしているなど感じていると思うんです。多分そういう条例に反しているということを分かっているが島の人がいると逃げ隠れしていなくなったら、また堂々と船を出して行くという感じでやっているのその辺の線引きと。

あと先ほど同僚議員から美ら島税のこともあったんですが、慶留間の港の前に一文字のよくこっちも休みには釣り客が来るんですが、座間味の渡し船をしている船長がフェリーから阿嘉島で下りたお客さんを積んで一文字に渡すと。沖縄本島から釣り船で来て渡す。その中には美ら島税を払って釣りをすると、払わないで釣りをするとという話で、ちょっとお互いに不公平感があると。その前も1回美ら島税が流れたことがあって、あのときも釣り客はどうするんだという、無人島での釣り客から物理的に取れないじゃないかと。だからそういうグレーゾーンがあって。実際、今慶留間沖防波堤では、ちゃんと税金を払って釣りをしていると払わないで釣りをしている人というのが混同している状態が起きているので、その辺をどうにか無人島に渡るの、あのときにも提案があったんですが、無人島渡しの組合というのがあったらいいですね。磯渡し船。ああいうところの船長には調整するような方法とか、ああいう働きかけができないものなのか、ちょっとお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）



宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

2点お答えしたいと思います。まずは釣り、あるいはもしかしたら電灯潜りをしているんじゃないかということも考えられますよねというところでございます。先ほど担当課長からは役場と観光協会と環境省と連携をしてということでしたが、さらに漁業協同組合とも連携をさせていただきながら、お互いが知恵を絞ってどうすればこの条例を守ってもらえるのか、あるいは違法な操業ができないような環境をつくっていくのかということだと思いますが、しっかりと連携をさせてください。そしてお互いに持っているノウハウであったりとか、知恵を集めてそこに対応していくような環境づくり、どうしても役場だけでは分からない部分もございますので、中村議員は組合長もされております。ぜひともその立場からの御意見、あるいは考え方というのもお教えいただければありがたいなというふうに思っております。

それから入島税、法定外目的税の遊漁船、渡し船で来る船に対してということでございます。こちらも1回廃案になったとき、あるいは条例で可決をさせていただいた議会のときの話に遡りますが、そのときもやはりいろんな形で島に入域しますよねと。そういった方々に対して不公平感が生じるのではないかということで、非常にこれも議論になったというのは私も村長になってからのことですから両方ともよく覚えておりますが、基本的な考え方としては、そういう行為をしているということが認められれば、その方々に対して直接役場が取るということではなくて、不定期航路でもそんなんですが、そういうところがある場合には特別徴収義務者という仕組みを使って座間味村役場側がそのAの船主に対して、あなたは特別徴収をする義務がありますと。特別徴収で100円を取って役場に納める義務があなたにはありますよと通知を出して、そこで初めて税金を取る、そして納めることができるようになります。ただそのときにも話をさせていただきましたが、1回きりの船もあればということもありますので、ただの瀬渡しだけではなくて、いろんなところがあるので、100%ゼロにすることは不可能に近い。ただできるだけ100%に近くなるようにお互いで努力します。あるいは何かあったら教えてくださいということで、こういった附帯決議ではないんですが、そういったことでお願いをさせていただいて現在の条例に至っている部分がございますので、先ほど話がありました渡船組合のようなものがあるという話でございましたので、私たちもその実態の調査をさせていただく中で、しっかりとそういう方々に対してその実態があれば特別徴収義務者の指定をさせていただいて、しっかりと徴収をしていただき、彼らに私たち座間味村に対して納付をしていく仕組みをつくっていく必要があるかと思っておりますので、ぜひともまたこれからも情報がございましたら提供していただいて、公正公平な税負担の在り方というのを模索していきたいと思っておりますので、引き続き情報提供をよろしくお願いたします。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

村長、ありがとうございます。もう一点、これは民宿を利用して釣りに来ていた人なんですが、その方はいいんですけれども、いわゆるコンロを持ち込んでちょっとラーメンを作って食べるとかやって、「火を使ったら駄目ですよ」と言ったら、「いや、座間味出身の友達がいて直火じゃなければオーケーですよと聞いた」と言うんですよ。本当か嘘か分かりません。そういうのもちょっと徹底してキャンプはしなくてもちょっと昼ごはんとかを携帯コンロを持って、それでお湯を沸かしてラーメンを食べているというのを、これは慶留間側で見たんですが、こういった面も何か文書で書くとか、そういうのを徹底してやってもらいたいなと思います。以上で終わります。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

続きまして、6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

それでは通告書に沿って一般質問を行います。まず1点目、フェリーで積んでくる郵便物のコンテナの置き場についてですけれども、まず添付で図を座間味港と阿嘉港の分がありますので御覧になりながら。座間味港、阿嘉港共に船舶のフォークリフトが走り回る場所にコンテナが位置してあります。1、2と番号が書かれているのがそのコンテナなんですけれども、私たちもこれまでずっとこのコンテナの位置を見慣れ過ぎてあまり気にも留めていませんでしたけれども、やはり安全対策の必要性が感じられると思います。そこで作業環境を整えるためには、まずコンテナの設置場所を変えて安全に作業ができるようにしていただきたいと思います。それと併せて悪天候のとき、特に雨が降ったときに段ボールが濡れてボロボロになって中身がむき出しになったり、雨がやまなくてコンテナが開けられなくて3時間以上もそういう状況が続いて配達が大幅に遅れたこともあったと聞いております。特にフェリーが欠航の翌日などでは多くの荷物がまとまって来るので、郵便の担当の方々も早く仕分けして届けるために焦りも出てくると思います。そうなる何らかの事故につながりかねません。作業の効率化を図るためにも添付の図にもあるように、現時点の設置場所から黄色い枠の場所への移動を提案しますが、見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

この図の黄色い場所にとのことですが、やはり各港の職員と船員とも協議しながら検討していきたいと思えます。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

併せて民間の宅急便も各島の座間味、阿嘉にありますから、港の使用契約とかその違いというのはわかりますか。もし分かれば分かる範囲内で。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

契約と申しますと、この業者との契約ということですか。特に今のところ結んでいないかと思えます。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

それであれば併せてコンテナの置き場と大切な私たち村民とかお客さんの大事なもの、書類等もあると思えます。共に同時進行で濡れないように屋根つきの作業場を設置していただきたいと思えます。課長がおっしゃったように、場所などの詳細については現場の方々、船員とか協議して対応していただければと思えます。ぜひよろしくお願ひします。

続いて2点目、これはまた船舶関連です。今日は午前中から初の議会で船舶課長はずっとしゃべり続けていますけれどもよろしくお願ひします。船の予約についてなんですけれども、窓口業務は以前ですと10万人、近年でも約9万人の接客を行っています。時には大きなストレスもかかることもあり大変な業務で頭が下がります。これまでも船の予約については住民と観光客のバランスとか予約システムなど、様々な業務で改善を行ってきていると思えますけれども、正直勉強不足で私も細かいところまではまだ把握をしていない

状態です。それでここから本題なんですけれども、昨年の夏から今年のゴールデンウイークにかけて、たまたま数人のお客さまから同じようなお話をお聞きしました。その内容が、同じ人が予約を1回しか取れないから座間味村に何度も行きたくてもその予約日程を消化してからじゃないと次の予約ができない。結果、次の予約を取ろうとしたときにはもういっぱい、行くのは諦めたということもあったらしいです。まずは予約システムがどういうふうになっているのか、ちょっと伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

予約システムにつきましては、まずウェブクレジット決済5日前から可能となっております。電話予約に関しましては1か月前同日からの予約受付となっております。またウェブクレジット決済予約に関しましては、予約者1名に対して片道2回か、もしくは往復分の予約1回が予約可能となっております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ということは、どちらにしろ1人でひと月以内に1往復しか予約ができないということですね。このお客さんに共通しているのが、沖縄在住や長期滞在の方で割りと本土から来る方より計画を立てやすい方ということもあって、何度も座間味・阿嘉には行きたいというお客さんなんです。もう本当にコンディションさえよければ何回でもどうしても行きたいと。重複して取れないときはほかの人の名義を借りて来島なされているようなんです。そうすると万が一事故が起きたときに警察や役場が混乱するのは見えていますので、お客様に対してはそういうことは御遠慮いただくようお願いをしているんですけれども、このような事例が増えると、いずれはいちいち窓口で本人確認をしないといけなくなることになると思うので、窓口の負担にもなりかねませんので、かといって制限しないと予約を重ね取りして、今度は別の混乱を招く可能性もあると思いますので悩みどころなんですけれども、今の状態の予約のやり方だとお客様にもやっぱり申し訳なく思うんですけれども、どうにかスムーズに予約が取れる改善方法がないか、見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

清志議員からあったように、予約制限をしている背景としましては、仮予約が非常に多くて予約数と実乗船客数の乖離が見受けられることが多々ありますので、電話予約にて乗船したお客様の予約が受けられない状況も発生しております。ウェブ予約決済については、複数予約できるようにするには、予約システムの改修も必要となりますので、慎重に検討してまいりたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ちょっと今日は午後から傍聴もないのであえて言わせていただきたいと思います。この件に関しましては、非常に悩ましい問題でございます。過去には先ほどお話があったように仮予約で一人の方が多くの予約を取って蓋を開けてみると席が相当空いていたということも過去にございます。そういったのも含めて逆に言うと、そういった方々は乗せたい人数だけ乗せられたのかもしれませんが、本当に行きたい人が船に乗れなかった、高速船の1便がガラガラとは言いませんが、大分席を空けてフェリーで来ていただいたお客さんもいるという過去もございます。あえて言わせていただきますが、村民の中にもそういったことをやって来

る方がいらっしゃいました。これはなぜ分かるかという電話番号表示、ナンバーディスプレイで出てきますので、大体987かなとか、それは分かってくるわけですね。そういったところも含めて本来あってはならないことなんですね。そういったところをなかなか未然に防ぐ方法が難しい部分もございまして、例えば先ほど言った村民の方でもやっている方がいたというときには、分かる範囲では丁重にお断りといいますか、注意とまでは言いつらいところですけどもやってきたというところもございまして。そういった過去があったというのもぜひお酌み取りいただいて、だからといってやりませんということではなく、うちの担当課長からも前向きに検討していくということでございまして、もしそういう方がいらっしゃるのであれば皆様方からも注意喚起を促していただくなど、システムもしっかりとしたお客さんに迷惑をかけない予約システムを構築していくように頑張りたいと思いますので、引き続きいろいろなアイデアの提案をしていただければというふうに思っております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

課長と村長の答弁も、ある程度私も把握をしている部分はあったんですけども、近隣の離島では月に何回も予約できる状態のところもあります。言い方はちょっと変ですけども、こういうインチキというか、普通はモラル的にやってはいけないような予約の仕方を取るお客さんに対して、どう対策をするかという部分もあると思うんですけども、ずっとそのままというわけにもいかないと思いますので、お客様にも職員の業務にも負担、ストレスがかからないようにぜひアイデアを振り絞ってシステムの内容を考えていただければと思います。よろしく申し上げます。私からは以上です。

○ 議長（宮平喜文）

これで一般質問を終わります。

日程第6. 議案第30号 専決処分の承認について（令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））から議案第39号 令和6年度座間味村下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それではよろしくお願いたします。

議案第30号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和6年6月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算第4号（別紙）

【専決処分理由】

一般療養給付費が想定を大幅に上回ったことから予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和6年3月28日

座間味村長 宮 里 哲

令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ237,836千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月28日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 出

（単位：千円）

| 款           | 項             | 補正前の額   | 補 正 額  | 計       |
|-------------|---------------|---------|--------|---------|
| 1 総 務 費     |               | 9,881   | △102   | 9,779   |
|             | 1 総 務 管 理 費   | 9,583   | △102   | 9,751   |
| 2 保 険 給 付 金 |               | 135,584 | 102    | 135,686 |
|             | 1 療 養 諸 費     | 109,190 | 3,786  | 112,976 |
|             | 2 高 額 療 養 費   | 24,383  | △3,179 | 21,204  |
|             | 3 出 産 育 児 諸 費 | 2,001   | △505   | 1,496   |
| 歳 出 合 計     |               | 237,836 | 0      | 237,836 |

## 議案第31号

### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

#### 記

- 1 専決処分した内容 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 令和6年3月31日
- 4 専決処分の理由 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第17号）が公布され、4月1日より施行されることから、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があったが、議会を召集する時間的余裕がないことから、専決処分した。

令和6年6月12日提出

座間味村長 宮里 哲

## 座間味村告示第10号

### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

#### 【専決処分理由】

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第17号）が2月18日に公布に伴い、本条例の一部を改正する。

それに伴い、早急に施行する必要があるが、同条例の改正について議会を召集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月31日

座間味村長 宮里 哲

## 条例第14号

### 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

座間味村国民健康保険税条例（平成12年座間味村条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第23条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の座間味村国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第32号

### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙とおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

- 1 専決処分した内容 座間味村税条例の一部を改正する条例について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 令和6年3月30日
- 4 専決処分の理由 地方税法の一部を改正する法律が令和6年3月30日にそれぞれ公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、座間味村税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をした。

令和6年6月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

## 座間味村告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

座間味村税条例（別紙）

## 【専決処分理由】

地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日にそれぞれ公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、座間味村税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分する。

令和6年3月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

条例第15号

### 座間味村税条例の一部を改正する条例について

座間味村税条例の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「し、又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは村民税に充当し」を「、個人の市（町・村）民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第38条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の村民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に改め、「県民税額」の次に「及び森林環境税額の合算額」を加え、「よって」を「により」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「よって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第2項本文中「においては」を「には」に、「よって」を「により」に、「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「よって」を「により」に改め、同条第3項中「よって」を「により」に、「によって」を「により」に改め、同条第5項本文中「よって」を「により」に、「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「よって」を「により」に改め、同条第6項中「よって」を「により」に、「よって」を「により」に改める。

第47条第1項中「よって」を「により」に、「においては」を「には」に、「よって」を「により」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項各号列記以外の部分中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する」を「より徴収する」に改め、同項第2号中「よって」を「により」に改め、同条第2項中「よって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「よって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2



号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。ただし、村長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、村民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、村長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、村長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第5条の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の村民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の村民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「令和4年度」を削り、「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の村民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の村民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき村民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の村民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の村民税に限り、個人の村民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の村民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市村民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の村民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金

額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市村民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の村民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の村民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の村民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の村民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の村民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の村民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の村民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の村民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の村民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の村民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数がある

とき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市村民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市村民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の村民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の村民税の額(第1項の規定の適

用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の村民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
  - (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
  - (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 5 令和6年度分の個人の村民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の村民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の村民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき村民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項

及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2中第21項を削り、第20項を第21項とし、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

附則第10条の2第22項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第23項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第37項」に改め、同条中第27項を第28項とし、第26項を第27項とし、同条第25項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 村長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7

年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分までの各年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第14条中「又は前条の規定」を「、第13条の2又は第13条の3」に、「第12条の2又は第13条」を「第13条又は第13条の3」に、「前条の規定の適用を受ける」を「附則第13条の2の規定の適用を受ける」に、「同条第2項」を「附則第13条の3」に、「同条第1項」を「附則第13条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)」に改める。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### 議案第33号

#### 令和6年度座間味村一般会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和6年6月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 令和6年度座間味村一般会計補正予算（第1号）

令和6年度座間味村一般会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

##### （歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,043千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,846,677千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

##### （債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年6月12日

座間味村長 宮 里 哲



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款           | 項         | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|-------------|-----------|-----------|--------|-----------|
| 9 地方特例交付金   |           | 0         | 1,604  | 1,604     |
|             | 1 地方特例交付金 | 0         | 1,604  | 1,604     |
| 12 使用料及び手数料 |           | 84,400    | △3,067 | 81,333    |
|             | 1 使用料     | 78,681    | △3,067 | 75,614    |
| 13 国庫支出金    |           | 75,477    | 27,182 | 102,659   |
|             | 2 国庫補助金   | 41,927    | 27,182 | 69,109    |
| 15 財産収入     |           | 5,000     | △4,653 | 347       |
|             | 1 財産運用収入  | 320       | 27     | 347       |
|             | 2 財産売払収入  | 4,680     | △4,680 | 0         |
| 17 繰入金      |           | 116,991   | 48,857 | 165,848   |
|             | 2 基金繰入金   | 2,899     | 48,857 | 51,756    |
| 19 諸収入      |           | 15,590    | 120    | 15,710    |
|             | 4 雑収入     | 9,262     | 120    | 9,382     |
| 歳入合計        |           | 1,776,634 | 70,043 | 1,846,677 |

歳出

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|---------|---------|---------|--------|---------|
| 2 総務費   |         | 458,884 | 6,277  | 465,161 |
|         | 1 総務管理費 | 407,394 | 5,124  | 412,518 |
|         | 2 徴税費   | 17,077  | 1,153  | 18,230  |
| 3 民生費   |         | 185,376 | 21,522 | 206,898 |
|         | 1 社会福祉費 | 147,096 | 2,088  | 149,184 |
|         | 2 児童福祉費 | 38,265  | 19,434 | 57,699  |
| 4 衛生費   |         | 155,451 | 572    | 156,023 |
|         | 1 保健衛生費 | 83,985  | 572    | 84,557  |
| 6 農林水産費 |         | 45,981  | 13,074 | 59,055  |
|         | 1 農業費   | 16,378  | 544    | 16,922  |
|         | 2 林業費   | 16,040  | 10,573 | 26,613  |
|         | 3 水産業費  | 13,563  | 1,957  | 15,520  |
| 7 商工費   |         | 155,206 | 5,642  | 160,848 |
|         | 1 商工費   | 155,206 | 5,642  | 160,848 |

| 款        | 項           | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|----------|-------------|-----------|--------|-----------|
| 8 土 木 費  |             | 164,851   | 20,511 | 185,362   |
|          | 3 河 川 費     | 8,199     | 5,617  | 13,816    |
|          | 6 住 宅 費     | 21,275    | 14,894 | 36,169    |
| 9 消 防 費  |             | 28,256    | 1,091  | 29,347    |
|          | 1 消 防 費     | 28,256    | 1,091  | 29,347    |
| 10 教 育 費 |             | 339,290   | 1,354  | 340,644   |
|          | 1 教 育 総 務 費 | 199,762   | 1,255  | 201,017   |
|          | 2 小 学 校 費   | 59,200    | 57     | 59,257    |
|          | 5 社 会 教 育 費 | 4,133     | 2      | 4,135     |
|          | 6 保 健 体 育 費 | 31,017    | 40     | 31,057    |
| 歳 出 合 計  |             | 1,776,634 | 70,043 | 1,846,677 |

第2表 債 務 負 担 行 為

単位：千円

| 事 項                       | 期 間          | 限 度 額  |
|---------------------------|--------------|--------|
| 歴史文化・健康づくりセンター<br>施設管理委託料 | 令和6年度から令和8年度 | 20,550 |
| 合 計                       |              | 20,550 |

議案第34号

令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和6年6月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,527千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205,143千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第

1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

| 款         | 項               | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|-----------|-----------------|---------|-------|---------|
| 7 県 支 出 金 |                 | 136,538 | 3,307 | 139,845 |
|           | 1 県 補 助 金       | 136,538 | 3,307 | 139,845 |
| 10 繰 入 金  |                 | 34,130  | 220   | 34,350  |
|           | 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 34,130  | 220   | 34,350  |
| 歳 入 合 計   |                 | 201,616 | 3,527 | 205,143 |

歳出 (単位：千円)

| 款       | 項           | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|---------|-------------|---------|-------|---------|
| 1 総 務 費 |             | 10,495  | 3,527 | 14,022  |
|         | 1 総 務 管 理 費 | 10,467  | 3,527 | 13,994  |
| 歳 出 合 計 |             | 201,616 | 3,527 | 205,143 |

議案第35号

令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和6年6月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度座間味村船舶事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度座間味村船舶事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科目) |          | (既決予定額)   | (補正予定額)  | (計)       |
|------|----------|-----------|----------|-----------|
|      | 収        | 入         |          |           |
| 第1款  | 船舶運航事業収益 | 978,371千円 | 5,000千円  | 983,371千円 |
| 第2項  | 営業外収益    | 259,253千円 | 5,000千円  | 264,253千円 |
|      | 支        | 出         |          |           |
| 第1款  | 船舶運航事業費用 | 871,236千円 | 26,497千円 | 897,733千円 |
| 第1項  | 営業費用     | 827,358千円 | 26,497千円 | 853,855千円 |

令和6年6月12日

沖縄県座間味村長 宮里 哲

### 議案第36号

#### 令和6年度座間味村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和6年6月12日提出

座間味村長 宮里 哲

#### 令和6年度座間味村簡易水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度座間味村簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度座間味村簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科目) |          | (既決予定額)   | (補正予定額) | (計)       |
|------|----------|-----------|---------|-----------|
|      | 支        | 出         |         |           |
| 第1款  | 簡易水道事業費用 | 154,111千円 | 729千円   | 154,840千円 |
| 第1項  | 営業費用     | 149,264千円 | 729千円   | 149,993千円 |

令和6年6月12日

沖縄県座間味村長 宮里 哲

### 議案第37号

#### 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、別紙のとおり沖縄県後期高齢者医療広域連合の規約を変更するための協議を行うため、議会の議決を求める。

令和6年6月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要がある。

広域連合の規約の変更については地方自治法第291条の3第1項により関係地方公共団体が協議で定めることとされており、当該協議は同法第291条の11の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があるため。

#### 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように改正する。

別表第1（第4条関係）（2）及び（3）中、「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

#### 附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

#### 議案第38号

#### 座間味村公の施設指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法第96条第11項及び座間味村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に係る条例第4条の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設名称 座間味村歴史文化・健康づくりセンター施設等
- 2 指定する期間 令和6年7月 1日から  
令和9年3月31日まで
- 3 指定管理者名 法人及び団体名 株式会社 linkworks  
代 表 者 名 代表取締役 廣瀬 琢也  
住 所 兵庫県神戸市中央区京町79番地

令和6年6月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村歴史文化・健康づくりセンター施設等の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、今回指定管理者を指定する必要があるため。

議案第39号

令和6年度座間味村下水道事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和6年6月12日提出

座間味村長 宮里 哲

令和6年度座間味村下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度座間味村下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度座間味村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

|     | (科目)    | (既決予定額)   | (補正予定額) | (計)       |
|-----|---------|-----------|---------|-----------|
|     | 支       | 出         |         |           |
| 第1款 | 下水道事業費用 | 131,183千円 | 1,350千円 | 132,533千円 |
| 第1項 | 営業費用    | 128,885千円 | 1,350千円 | 130,235千円 |

第3条 予算第4条の2中「1,277千円」を「2,645千円」に改める。

令和6年6月12日

座間味村長 宮里 哲

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

日程第7. 議案第30号 専決処分の承認について（令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））を議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 専決処分の承認について(令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第30号 専決処分の承認について(令和5年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))は、原案のとおり承認されました。

日程第8. 議案第31号 専決処分の承認について(座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 専決処分の承認について(座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第31号 専決処分の承認について(座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)は、原案のとおり承認されました。

日程第9. 議案第32号 専決処分の承認について(座間味村税条例の一部を改正する条例について)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

## ○ 2番(西田吉之介議員)

この専決なんですけれども、ちょっと文章をざっと読んでいの中で、文言がちょっとおかしいんじゃないかなというところが2か所ほどあったのでお伺いします。まず4ページの下段から8行目、ここに普通徴収に係る個人の市村民税とあるんですけれども、これは市町村民税ではないのかということと、あと28ページをお願いします。この辺から来ると、これまでの条例を令和4年度から令和6年度、令和3年度から5年度だとか、3年ごとの条例をまた3年ごとに組み直すという流れになっていると思うのですが、27

ページの下のほうの11条の正誤表の左のほう、令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例、それが正誤表の正しいほうでも同じく令和4年度又は令和5年度になっているんです。これずっと上から見ていくと、令和4年度から5年度だとか、3年度から5年度というのが3年ごとに更新されているんですけども、ここだけがそのまま来ていますが、これは間違いではないのかなという、まずその2点を確認したいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず初めに27ページの部分なんですが、その始めのところの令和4年度から5年度という部分ですか、第11条の。そこは変わりがないです。基本変わっているところは下線が引かれています。この条文をそのまま載せていますので、その条文の下の方に行きますと、次の28ページになりますが、令和4年度分又は令和5年度分から令和7年度分又は令和8年度分、そこが改正されているところですので、この上段の部分のこのタイトルのほうに関しては変わりはないということです。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

そうするとタイトルでは令和4年度又は令和5年度になっているんですけども、中身で令和7年度又は8年度という、ちょっとつじつまが合わなくなるんじゃないかなと思うんですが。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

細かく言ったら間が抜けているんですけども、その61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分と中身がちょっと抜粋されているものですから解釈しづらいと思いますが、この61条の規定にかかわらず7年度分又は8年度分の固定資産税に限りというふうな解釈でございます。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

令和4年度、5年度ってもう終わっている。今村長がおっしゃるように大元から来たものということなので、もしかしたら大元のミスなのかもしれません。ちょっと確認だけです。市村民税という言葉ってあるんでしょうか、お伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今この部分もお答えしようと思いました。申し訳ございません。その部分に関してはこちらの記入の誤りとなっております。修正させていただきます。



○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

恐らく市町村民税で「町」が抜けていると思いますので、よろしくお願ひします。それで、村税においての一部改正の条例の専決なんです、中身がいろいろ多岐にわたって、6月から始まる定額減税のことだとか盛り込まれていると思います。ちょっとあまり長くて難しい言葉で説明されていたりするので確認をしたのですが、この定額減税についてですが、6月から行われて徴収の仕方がざっと書かれています。所得税及び住民税における徴収の仕方が書かれているんですが、これは万が一徴収ができなかった場合、減税という言い方をしているんですが、今年度の6月から年度末の3月31日まで、例えばもう仕事がちょっとできない状態になってしまった場合、所得が発生しないのでそこで減税ができません。そうなるこの人は本来受けれたはずの減税ができないということで、年末調整、確定申告をするところで本当はまとめての減税なんです、それも所得がないということでできない場合は給付という形、もしくは還付という形になると思うんですが、その給付や還付についての税の改正が記載されていないんですけれども、その辺はどうなっていますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

減税に関してですが、あくまでも税金の減税に対するものであり、今おっしゃったように基本的には6月から特別徴収の方は給与から天引きで減税されていきます。その後受けるのが4万円。今おっしゃるようにその4万円分の減税されない方、4万円分の所得税がかかっていない方に関しては、今度は給付の対象者。例えば、給料から4万円を本当は減税しないといけないんですが2万円しかできなかったとなると、残り2万円分は給付の対象者になって、市町村の窓口で申請という流れになっておりますので、これはあくまでも法律の改正は減税のやつであって、減税を受けられない人たちに対しては給付の対象者に回るといことです。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

それではこの村税の中ではまだ給付というのは別枠であるので、あくまでもこれは定額減税に向けての税金の徴収の在り方を変更しましたよという認識でよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

そうですね。基本的に定額減税ということで税金の税率とか変わっていますので、その税に関する法律の改正に伴っております。その給付の対象者になる方に関しましては、次の議案に出てきます。一般会計補正予算のほうで予算措置を給付の方の方はさせてもらっております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この定額減税なんです、たしか令和6年度単発での行いだというふうな今の現段階はなっていると思いますが、22ページですね、これも恐らく税金についての取り決めなので、その文言が定額減税に結びつくものではないというふうな回答になるかと思いますが、一応ちょっと確認だけさせていただきます。22ページ

の真ん中辺りに令和7年度分の個人の村民税の特別控除とあります。これは定額減税と関連しているのかどうか確認します。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

これも定額減税に関連しています。この定額減税の4万円の内訳なんですけど、住民税が1万円、所得税が3万円、その割り振りとなっていますので住民税のほうの改正も入っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

そうなった場合、住民税は時差でやってくる考え方から令和7年度というふうに書いてあるんですか。令和6年度でできなかった分を令和7年度に行うために令和7年度という掲載があるのか。定額減税が令和7年度も続きますよという意味なのか、そこを確認したいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

すみません。休憩長引かせてしまいました。この令和7年度の個人の村民税の特別控除の部分ですが、令和6年度の今定額減税の一部でありまして、基本的に4万円の中の3万円の所得税に関しては12月の年末で終了なんですけれども、この住民税に関しては翌年の5月まで、7月から開始して5月までの徴収となるので、11で割った額を減税していくという形なので、4月、5月というのが令和7年度に入るものですから、その分のことの記載となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。次は25ページをお願いします。専決の最初の理由で村税の条例の一部の改正というところであったんですけども、25ページから長期優良住宅の普及促進に関する法律だとか、その規定を受けるためには申請をしてくださいだとか、その下の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受ける者は書類を添付して申請してくださいというふうな、ちょっと家についての条例が出てくるんですけども、これが村の税金の条例とどう関わっているのか説明してもらっていいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今回、座間味村条例の中には、今おっしゃったように住民税、また固定資産税の文言も入っております。大まかに言って今回の条例改正におきましては、まず森林環境税の導入、固定資産税の改正、そこから能登半島地震災害に係る特例、今の定額減税、大まかに言ってこの4つが大幅な改正となっております。今お話

がありましたように、固定資産税の部分に関してはそういった固定資産税の減免、特別土地保有税の減免などの事案がありますので、その中でまた減免を受ける際の文言として、これまでは減免を受ける方が証明して村長に提出しなければならないというところがあったんですが、一番ポイントとしましては、ただし所有者または取得する土地のいずれかに該当する方が減免が必要とある場合は、村長が認めることができるというそういった文言等の改正が大まかな改正となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。最後になりますが、森林環境税についてちょっとお伺いしたいと思いますが、これを徴収するに当たって、たしか1人当たり1,000円だと思います。1回で1,000円の徴収なのか、これも定額減税のように分かれての徴収になるのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

これは定額減税の範囲外ですので、そのまま加算して徴収という形になります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

これは1回で1,000円徴収ですよ。これは1,000円を超えての徴収ということもあり得ますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

1,000円を超えるということはないです。昨年まではもともと均等割が5,000円だったんですよ。住民税の均等割が5,000円で、その5,000円のその前がもともと4,000円だったんですけども、5,000円になったのは東日本大震災の関連で均等割分が増えて、そこの支援に回したということがあって、これが昨年までの法律でしたのでそれが終わった後に今年度から1,000円分を森林環境税に回そうということになっていきますので、金額が増えるということはないと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

今の回答でもう一度お聞きしたいんですけども、均等割で4,000円だったのが、昨年住民税の均等割が5,000円になったと。それで今回戻ることはないということは4,000円に戻ることですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

均等割は4,000円で森林環境目的税が1,000円という形になります。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

村税の流れで一つ伺いたいのは、遡っての給料の支払いだとか、そういった還付または給付のときにどうしても徴収に係る時間よりも、給付とか還付に時間を要しているふうにいる聞こえてきて、対応が遅いんじゃないかという住民からの話がありましたが、こういったものって還付、給付に対してどれぐらいのスピードでやらないといけないという決まりというのがありますか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的には例えば給与の未払い分とかでしたら毎月あるので、自分たちでスケジュールを組みながらシステム会社とも調整があるので、そこに合わせていくんですけども、例えば賞与の場合というのは基本的に6月と12月しかないじゃないですか。システムもそこでしか基本動かさないような感じになるので、賞与に関しては若干遅れることになるのかなと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例について）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第32号 専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認されました。

日程第10. 議案第33号 令和6年度座間味村一般会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

先ほどの説明でもありました、歴史文化・健康づくりセンター施設管理委託料の債務負担行為というのが入ってくると思うんですけども、そうした場合、一般会計補正予算の金額が変わってくるのかなという疑問と、この議案で可決した場合において、それがこの後に出て来る指定管理を認めたということにならないですよという確認をしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

債務負担の資料を確認してもらいたいんですが、債務負担の額については期間が令和6年度から8年度までの3か年間の予算ですので、実際の令和6年度の予算額とは違う。要は長期の契約になりますので、3か年間この金額ですよという、あくまでも担保というものです。いわゆる債務負担というのは、という形で今年度の予算とこの額が一致はしないということです。今おっしゃるようにその債務負担で新年度予算にも組まれているんですけども、この補正予算が可決したからといって業者が決定するわけではないので、その辺は別の議案が出ていますので。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

11ページの8款の土木費の需用費に関して説明をお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

これは住宅管理費なんですが、今職員宿舎として利用しております元の星美荘の改修となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

星美荘に関して私もいろいろ村民から聞くんですけども、あそこはどうなるのかということで、今ここで修繕費が出ていますけれども、今後どのようになるのか知っておきたいんですが、よろしくをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今後は職員住宅として活用していきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

職員住宅ということは、座間味村の職員住宅ということで、学校の先生方は異動されていると思うんですけども、そのところを確認したいです。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的には座間味村役場の職員住宅として考えております。また一概には言えないですが、やはり教育委

員会のほうも人事異動等に伴って教職員の増減がありますから、またその辺は教育委員会部局から相談があったら調整して、また教員が入る可能性もありますので、その辺はまた連携して行えたらなと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

座間味村の職員住宅ということは、本採用の職員のみでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

そのとおりでございますが、また資格保持者等そういった特殊な資格になっている方は本採用じゃなくても適宜対応していきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ここは全部で何部屋あるんですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

9部屋でございます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

実際今、村職員住宅というのは阿真のほうの一番奥のほうに建っていますが、そこは何人。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

そこは8世帯となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

8世帯と今回9世帯ということで、家族用なんですか、それとも独身の部屋ですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本大きき的には家族で住めるような間取りとなっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

それでは阿真に最近造っている官民一緒の住宅がありますが、あそこは教育委員会の管轄になるんですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

あそこの住宅に関して官民連携ということで管理は総務課です。いわゆる教員住宅では基本的じゃなくて官のほうは有資格者等となっていますので、今主に教員が入っているだけです。もしかしたら資格者でしたら採用する機会があったらそこに入居するかもしれませんので、一概に全部が教員ということではありません。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

今実際あそこの元星美荘ですね、そこに入っていらっしゃる職員は何名いらっしゃいますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今のところは幼稚園教諭、村の職員の2人で3世帯が入っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

今の修繕費の星美荘の下です。救急器具購入費とありますが、どこに何を購入したのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

これは今から購入する予定となっております。基本的に座間味消防団の資機材、阿嘉の消防車に関してはいろんな災害用の消防車に資機材が積みれています。座間味の場合は後ろのほうの水タンクになっていますので資機材がない形になっていますので、阿嘉消防車と同じような資機材を揃える予定となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。10ページの全協のときに修繕費のほうで6款農林水産費、2項林業費の林業振興において、修繕費で古座間味のシャワーと電気料の容量アップのための費用ということでしたけれども、古座間味のシャワーですが修繕箇所は1か所ですか、再確認します。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

1か所の予定です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

これは何か所か故障していた記憶があるんですが、何か所かあるけれども今回直すのは1か所ということですか。それとも故障箇所が1か所しかないのか、そこを直すということですか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

すみません。壊れているとか使えないのが2か所あるんですが、今回補正に上げているのは1か所。1か所は自前で直せる部分だということで1か所ということです。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

古座間味のシャワー及びトイレに関しては、いろいろ観光客からも住民からも汚いとか古いというのがあるので、どうしてもしょうがないとは思いますが、ただシャワールームが壊れていないところも下の木が腐れていたりとか、やっぱり見た目もちょっとよろしくないなと指摘されるとおりだなと私も何度も古座間味に見に行くんですけども、そう思います。ぜひもし修繕するのであればそういうところまで。もう少し明るくしてほしいとかいう意見もあります。ぜひ予算内ではあるんですけども、気持ちよく使えられるようなトイレ及びシャワールームにしていきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

今文江議員がおっしゃっている老朽化による施設の使い勝手、見た目が悪いということなんですが、毎日、今は朝の掃除をしていて、見た目が不潔にならないような施設にはしているつもりです。ただ今言われているように、施設の老朽化によって多少は古い部分はあるんですが、全体的な建物を見て全部建て替える必要性もありますので、一概に全部お金をかけてきれいにしましょうというところまで、今はお金をかけられないのが現状です。ですが言われているように、見て全く来られた方が不快に思うところがあれば、検討はしていきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

見た目の部分でも本当に下のほうが腐れていたりとか、木が剥けていたりとかあるので、ペンキとかそういうのは簡単に塗れると思うのでお金もかけないで、ちょっとペンキも塗っていただいたらちょっと雰囲気も変わるかなと思います。ぜひ古座間味ビーチはとても世界的にも日本でもきれいなビーチです。島のほこりのビーチです。ぜひそこにある施設をある程度不快に思わないようなものに。毎日掃除されているという



のも私も最近すごくきれいだなというのは感じています。今後もシーズンオフでもきれいなまを保って、今は海外のお客さんは夏だけじゃなくて冬もたくさん来られています。そういう意味でもぜひ清潔さを保っていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

文江議員には毎回、古座間味の施設については見ていただいているいろんな御助言をいただいているところではあるんですが、今言われている施設についての部分ですね、できる限り観光客が不快に思わない程度の修繕等は心がけていきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

毎日清掃を行っていると言っているんですが、誰が清掃を行っているのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

これは今施設に入居している方に、入る前に入る条件として清潔に保つようということ入居をさせている経緯がございます。シーズンオフに関して不潔とか清掃されていないんじゃないかというクレームがございました。我々はその場所に行って確認し、その入った入居者に対して最初に入った入居の要項等を確認して清潔に保つようということ指導しておりますので、今は毎日清掃等を行っている状況です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

入居している業者の方に毎日ということで、先ほど課長のほうもおっしゃっていた外国の方も年中来るようになってきています。多分そのお店は夏のシーズンしか開かないと思いますが、冬の部分の清掃も本当にできるのか、しっかりと指導してもらいたいのと、あとシャワーなんですけれども、壊れた要因というのがある程度分かるかと思えます。何が原因でこのシャワーが壊れたのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

なかなか壊れた要因というのは分かりません。これは設備が専門的なものですので、バネが取れたりコインが入らなかったり、入れ方が悪かったり、多分要因は様々だと思います。使い方によって壊れる原因は全く違ってきますが、壊れる要因としては中のバネが大体取れるのが原因ですが、それが一概に何でこれが毎回壊れるのかというのは、多分入れ方とかいたずらされているのか、いろんな要因もあるとは思いますが、それは特定できません。

○ 議長（宮平喜文）

よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 令和6年度座間味村一般会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第33号 令和6年度座間味村一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第34号 令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について議題にいたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第34号 令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり承認されました。

日程第12. 議案第35号 令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算(第1号)についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番(西田吉之介議員)

ちょっと船舶のことで補正の前に、議会が始まる前にみつしまの件で説明がありました。それで質問があったので伺いたいと思いますが、座礁の事故があっからいろんなうわさが立って、何が今本当なのか、どこまでが真実なのかというのがまだちょっと見えていない部分がありまして、せっかくなのでこの機会に伺いたいと思いますが、まず新しくみつしまが新艇で入れたのにもかかわらず、長年その航路を何百回と恐らく行っている船長が事故を起こした要因ですね。何が原因だったのかというのが恐らく海上保安庁とか県警と事情聴取の下、出ていると思いますが、答えられる範囲で構いませんので教えてください。

○ 議長(宮平喜文)

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長(仲宗根 寛)

原因につきましては、船長の不注意としか考えられないと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

船長の不注意で起こってしまった事故ということで、新しいみつしまになって乗船人数が30人と大きくなったと思いますが、そもそもその船に対して船員は何名乗せないといけないという規定が出てくるかと思っています。今の新しくなった新艇みつしまでは、何人の船員が乗船するのが正しいのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

新みつしまにつきましては、船員が2名となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

2名体制での運航が本来ではあるということですが、当時は恐らく1名体制だったと思います。なぜ1名体制で行っていたのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

今回の事故を受けまして、総合事務局より監査が入りました。そこで現状の造りであれば2名船員が必要だということで指導戒告を受けているところです。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

この新造船みつしまを造るときに、それが分からなかったんですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

大変申し訳ございません。私たちも法律を読み込んでいない部分があったかと思いますが、私たちの認識としては、1人体制で運航できるという認識の下、運航をさせていただいていたということでございます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

あれだけ大きな船で定員も多ければ当然私は2名。うちの船もそうなんですけれども、ロープを取ったりいろいろすることがありますので、絶対2名は必要かなと思っていたんですけれども、それが分からなかつ

たというのは、やっぱり執行部の責任というのも出てくるんじゃないでしょうか、いかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今回の御指摘を受けて沖縄総合事務局のほうから戒告処分ということで文書をいただいているところでございます。私どもといたしましては、その文書に基づきましてしっかりと対応していくこと、それからまだ実は海上保安庁の調べ等々も終わって終わっておりませんので、それを全て終わって総括をさせていただきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

あと、ちまたではこの保険について、新しくなった船に乗船しているお客さんに対しては保険をかけているが、船体には保険がかかっていないんじゃないかといううわさが広まって、やっと那覇のほうまで持っていくことができ、初めのほうに説明がありました、これから修繕見積りが出てくるというところで、幾らかかるかはまだ未定だと思います。保険についてちょっと伺いたいんですが、船体に保険はかかっていたのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

新みつしまにつきましては、保険はもちろん人身とあとは船と船が衝突した場合の保険に入っていました。修繕等の保険は入っていなかったというところです。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

船の保険って確かに特に新造船は高いというのは私も分かります。そういった計算もできていなかった、そして2人体制で運航しなければいけないのが分からなかったということで、やはりこれは住民に説明責任はもちろんこういう事故はありましたという説明はもちろん村長がされていましたが、住民にもいろいろうわさが今立っているものですから、私も今日初めてその事実は知ったんですけども、やはり説明責任というところではどう思っていますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

説明責任はあると思っておりますし、やるべきことをしっかりとやりたいと思っておりますが、先ほど申し上げたとおり、まだ海保の調査が進行中でございます。最終的に海保の調査をこれからもうしばらく続くことになろうかと思っておりますので、それを最終的に受けまして、海保がどういうふうな今回の事故に対してコメントを出すのかといいますか、その内容的なもの、それから処分が下るのかどうかというのもまだ分からない部分がございますので、しっかりとその辺が終わった後に先ほど話したとおり、私のほうで総括させていただくということになろうかと思っておりますので、今しばらくお時間をいただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。それでは補正のほうに入りたいと思いますが、3ページをお願いします。まず3ページの船舶運航費の中で修繕費がそれぞれ、新糸満造船で1,455万9,000円だとか、32万5,000円だとか、16万7,000円が計上されています。この詳細を少し伺ってよろしいでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

新糸満造船での海水整備というのが、今回のドックに入っている費用でございます。この1,455万円の中には、以前浸水した部分、3月に止めて修理した部分があるんですが、クイーンざまみですね。もちろん補償もあるんですが、それに伴う補強等も入っているのでこの金額となっております。下の機械整備備品については32万5,000円が減速機の部品ですね。16万7,000円に関しましては、海水ポンプの整備となっております。クイーンざまみの分となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。その下の委託料のところでは3村合同運営協議会とありますが、これは具体的にどういったものなのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちら3村合同運営協議会ということで、昨年度から渡嘉敷村、粟国村、座間味村の3村で那覇の出張所を共同に運営できないかということで進めております。県の補助金がありますので県の補助金を活用しまして、今後どのような形で3村合同で那覇のチケット売り場が運営できるか検討したいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。次に4ページをお願いします。キャッシュ・フローのところ、全協のときにちょっと伺いました。1番の業務活動によるキャッシュ・フローで未収金の増減額があつて、これが2,149万7,000円と、その下の未払金これも4,031万6,000円とありますが、それぞれ中身の説明をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

すみません。こちらのまず未収金増減額というところは、あくまで令和7年3月31日時点でこれぐらい

未収金があるだろうという金額。その下の未払金に関しましても同じく令和7年3月31日時点での未払金額がこれぐらいあるだろうという数字となっております。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

未収金の部分に関しましては、貨物料金とかクレジットでの売上げ等になってきます。3月分は3月末締めで翌月請求しますので、そういった部分の未収金となります。未払金に関しましても人件費、燃料費、その他消耗品等そういったものの金額となっております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

3ページの備品の消耗品です。北岸のフェンダー購入ですが、多分岸壁に4つか5つぐらい浮かんでいるやつだと思うんですけども、これは全部取り替えなのか、一部分の取り替えですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

これに関しましては、今現在2つ泊港の北岸のほうについています。昨年度はちょっと破損してしまいましたので1基を購入する予定となっております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

1基はいわゆるこれにかかる工事費用とか全部含めてですか、物だけで400万円するんですかこれ。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

物だけでこの金額となっております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

相当大きいやつですので、これはやっぱり業者に頼まないといけないです。これはまた業者の工事費とかプラスアルファになる可能性があるんですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

うちのフェリーざまみのほうがフォークリフトを所有していますので、そのフォークリフトを利用して設

置したいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

じゃあ船員で対応して交換設置するということですね。分かりました。以外と高いよという話を聞いていたんですけども、実際の価格を聞いてびっくりしています。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

今3ページを開いているのでそのまま、先ほどの委託料に関して再度質疑です。これは栗国、渡嘉敷、座間味の3村で合同の運営協議会を開くということですか。それとも開くのに500万円という金額がどうもちょっと分からないんですが、もう少し詳しく教えていただけますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらは委託契約を考えておまして、この500万円の中には会議の開催日程調整をしていただいたり、後は検討ですね。どのような形で3村合同で事務所の運営ができるかというところをコンサルに入ってもらって予定としております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

この委託料というのはコンサルタントに払う費用。そうすると座間味村だけでなく渡嘉敷村、栗国村もそれぞれ500万円、このコンサルタントに支払っているのでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらに関しましては、昨年度から何回か集まって協議をさせていただいている中で、沖縄県にも来ていただいて補助金の説明とかしていただいております。こちらは座間味村が代表して500万円を計上して行う事業となっております。栗国村、渡嘉敷村にはこの予算の計上はありません。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

補足で説明させていただきます。まずこの3村合同というのは、今座間味村はOFGに委託をさせていただいております、外部委託で那覇事務所の運営をさせていただいておりますが、より効果的といいますかスケールメリットを上げるために、最終的には渡嘉敷、栗国、座間味で一つの事務所を運営していただくほうが、例えば事務所が一つになりますよとかそういった意味でのスケールメリットを考えて呼びかけをさせていただいて、今検討会が始まっているところです。しかしながら検討するに当たっても、職員のこの中には旅費ももしかして入ってくるかもしれませんが、その委託をするに当たっては現状として、例えば座間味村が使っている発券予約システムであったり、渡嘉敷が持っている発券予約システム、これはまた全然別のシステム会社を使っておりますし、栗国村になりますとシステムを全然使っていない状況、そういった状況

の中で例えば粟国村はシステムを入れるのか、統一したシステムをどういうふうにして入れるのか、仮に合同になるとすればですね。さらには職員数が減ることも予想されますので、そういったところのシミュレーションも含めたトータル的な委託をして、その調査をしていただくというところまで入れておまして、先ほど話をさせていただきましたが、これは10分の10の補助金でございます。座間味村が代表して10分の10である500万円を一応頂いて、私たち3団体で委託先を決めて委託をさせていただくということでございますので、実質座間味村からの持ち出しはないということでございますが、一応私たちが先にそういう外部委託をしておりますので、私たちが代表して補助金を受け取って支払いをするという内容になっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

この委託先は今座間味村が外部委託しているところの会社なんですか、委託先を教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この調査に当たっては、今私たちが委託をしているOFGということではなくて、プロポーザルで私たちの考え方というのをまとめて委託業者を募ってプロポーザルで決めていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

じゃあまだ決まっていないということで、これからやるということで理解していいですか。分かりました。ありがとうございました。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

5ページをお願いします。貸借対照表の資産の部ですが全協のときにお伺いしました、それぞれの船で生涯の運航可能距離を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

すみません。お待たせいたしました。まず新造船みつしまのほうは18万3,960キロ、クイーンざまみのほうは14万7,632キロ、フェリーざまみのほうは36万3,341キロとなっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。この数字を基にちょっと計算をして分からない質問はやりたいと思いますが、そのまま資産の部の固定資産が我々が今持っているフェリー、クイーン、みつしまの総額だと認識しています。なぜ今聞いたかという、そこから一体全体この船はどのぐらい走ってどれぐらいの金を生むのかというのを計算するためにお伺いした数字です。その下、2番の流動資産のところ現金の預金が100万円しかないということと、その下にまた未収金が出てきます。これが1億1,171万円という計上になっていま



すが、資産の部での未収金がこれだけの額になるというのは、先ほどの2,000万円と比べて大きく変わっています。内容の説明をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらの1億1,171万円の中には、新みつしまの補助金が歳入で入ってきましたのでそちらを計上しております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。ということは我々の今座間味村が保有する船舶の資産では、持っている船と現金100万円だけになってくるという認識でよろしいですか。ここに例えば売掛金だとかそういったものはまだ発生していないということで、ちょっとそこを伺ってもいいですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

今有形固定資産と流動資産のほうで1億円が入ってきていますので、合わせて現金が1億1,271万円あるという認識となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この未収金に入ってくる1億1,171万円と100万円を足した金額が現金で持っている金額という認識でいいですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

そうなります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

貸借対照表で図を出して見ると、資産と負債と資本の合計が一緒になりますが、割合でいくと資産が18億4,272万1,111円という資産に対して、負債が12億2,489万8,431円、資本が6億1,782万2,680円と負債が資本の倍以上になっているんですね。これを鑑みて船舶の経営状態というか、今後懸念されることが出てくると思いますが、この間、村長から話していました9万3,000人が損益分岐点になると。そこまで達成しなければ座間味村の船舶事業は赤字を食らうという認識になってくると思います。再度確認ですけれども、そういう認識でよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

そうですね、9万人を超えると黒字という発言をさせていただきました。この前提が実はございまして、

コロナ前というのはどういう時期だったかという、旧フェリーのときから始まりますが、旧フェリーの償還が終わっていたという状況がありました。高速船も買取りをしましたのでいわゆるリースであったり、公債費という金額が発生しない状況であったというのは大前提として考えてください。これはプラスの要因です。現在のマイナスの要因としては、物価高騰から来る燃料費の高騰というのがございますので、そういった意味では2つが今フェリーと高速船、どちらもリースではなくて買取り方式にして、いわゆる公債費はありますけれどもリース料に比べたら減りはしたんですけれどもゼロではないということが一つ、それともう一つは物価高騰による燃料費が高騰しているということで、1円でも年間と言ったら何千万円という数字になってくるわけがございますので、当時で言いますと9万人から9万3,000人とか9万人を超えると黒字になる分岐点だというふうには私は個人的に考えておりましたが、現状で考えますとコロナ禍以降、今年度はいい数字が出せると思います、なかなか9万人を超えるところまでいかない部分がございますということもあります。そういったこともございますが、当時の9万人から9万3,000人とか9万5,000人が来たら黒字になるという分岐点というのは、多少変わってくるというふうに考えております。現実問題、去年一年で考えましても大分お客さんが戻ってきている状況ではあります、それでもなお赤字が大きかったというのは、お客さんが非常に伸び悩んだというよりはちょっとだけ伸び悩んだところに燃料費の高騰等を含めて、非常に出ていくお金が多かったということでございますので、今年度は注視をしながらある程度のいわゆる観光のキャリングキャパシティ的な発想とは別のところでの船舶の運航に対して、どれぐらいのお客さんが乗ればプラマイゼロになるのかというのは、しっかりと見極めていく中で鋭意努力を続けていきたいというふうに思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。一人でも多く乗せて運賃収入を上げていくのであれば、夏場の最終の3便目を那覇発～座間味経由～阿嘉、そしてまた那覇に戻るのではなく、那覇発～阿嘉経由～座間味で那覇行ということも可能かなと思います。なぜかという、今座間味先行なんですね。那覇の泊を出て座間味に行く。座間味からお客さんを乗せて阿嘉に行って、阿嘉から那覇に行く。その場合だと実際に起きた問題で那覇から3便で阿嘉～慶留間に行きたい人間がチケットを買えない。なぜならば座間味まで行く船は空いているんですけれども、座間味でたくさん人が乗ったために座間味～阿嘉間が満席状態になってしまう。そうなるとう運行上、人を乗せることはできないから3便で阿嘉に行きたいという人がチケットを買えないという実情があっっておかしくないかと。そうすれば逆にすれば変な話、阿嘉を先行にすれば阿嘉で3便が満席になるほどの人間は乗らないと思います。その代わりもしかしたらみんなチケットを持っているから乗れるとは思いますが、この座間味～阿嘉間の満席にシステム上なるというのがために、とまりんから阿嘉に3便で帰りたいという人が帰れない。もう1泊して翌朝の便で行くしかないという実情があったので、この辺をちょっと検討する余地もあるかなと思いますが、いかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

今の件につきまして、今年度は運行予定時刻を発表してしまっておりますので、今後いろいろな想定を考えながら検討していきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

現状、今の共通認識をしておきたいと思います。座間味～阿嘉間が満席になるから那覇から阿嘉行のチケットが買えないんです。でもチケットを売る人は座間味で下りるんだったら売りますよと。そうすると座間味で下りた人は、阿嘉にはその後、みつしまに乗って行くしかないという形で、みつしまのことも分かっている島の人だったらそうかもしれないけれども、観光客の方だとそれも分からないので、本来は空席があるはずなのにそれに乗ることができないと。座間味先行で行くがために。それを逆にするともっと人を運べるんじゃないかと。チケット代が増えるんじゃないかという提案です。なので今後、検討してもらいたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第35号 令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第36号 令和6年度座間味村簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

4ページをお願いします。資産の部のそれぞれ固定資産のイ、ロ、ハ、ニの内容をお願いします。恐らく座間味、阿嘉、慶留間のことだと思いますが、それぞれどれがどこに当たっているのか、お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

大変お待たせしました。勉強不足で申し訳ありません。それでは簡易水道の4ページのほうから御説明します。イは文字どおり建物の下の部分。簡易水道事業に関する建物の建築物です。ロが管路とかそういう構築物となっております。ハがポンプ等の機械関係となっております。ニの建設仮勘定というのは、まだ固定資産に計上されていない資産ということでございます。未収金に関しましては、3月分が集金できていないこととなりますので、大体その部分です。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 令和6年度座間味村簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第36号 令和6年度座間味村簡易水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第37号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第37号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第38号 座間味村公の施設指定管理者の指定についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

質疑です。現在、歴史文化・健康づくりセンターという名称があるんですけども、これについて名前の由来をお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

名前の由来なんですが、基本的にこの施設は総合センターの代替として位置づけておりまして、歴史の展示物も設置していますのでこの名前に。あとトレーニング室ですね、そういったものを常駐していますのでこの名前に制定させてもらっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

この施設ができたのは、まだ5年ぐらいたちますか。コロナ前に多分できたと思うんですけども、この歴史文化という名前は私は好きなんですけれども、座間味村の住民にとって島の歴史文化がある上で、この島に住まわせていただいているのかなって私は思っています。そういう意味でもこの名前は長ったらしい名前なんですけれども、歴史文化と健康づくり、どっちやねんって感じもあるんですけども、こういった意味で教育長にお聞きしたいんですけども、この歴史文化に関してどう思っていますか。

○ 議長（宮平喜文）

垣花 健教育長。

○ 教育長（垣花 健）

すみません。油断をしておりました。歴史文化については、そこにセンターがあるんですけども、まだ発信という点では足りないのかなというふうに思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

過去の歴史から今現在があって新しく未来に向かうというのは、私はすごく大事なアイデンティティというか、島で住む者として大切なものと考えています。なので今回の指定管理者を見ると、そのところが全く触れていないというのが、私はとても残念だなと思います。実際あそこの施設というのは、なかなか村民も不評でありまして、健康器具とかそういうのもなかなか使い勝手が悪い。外部委託をしたことによってその施設が生きるのかなと思うんですけども、どうしても歴史文化のところ言えば全然生きていないなと思うんですけども、村長のお考えをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

歴史文化のどの点かというところがちょっと分かりづらいんですが、現状であの施設を造るに当たりまして収集できるもの、あるいはこれまでにあった物、新たに頂いた物等については展示をさせていただいております。この施設の活用方法につきましては賛否両論いろいろあるかと思いますが、しっかりと対応していきたいということでございますが、そういった中でも施設全体を行政だけで見っていくのもなかなか厳しいものがあるということは前々から話はお出しておりましたので、今回指定管理者の制度というのがございますので、それを活用してやっていきたいと、その中で受託をしていただける事業者に関しましても精査をさせていただ

だいた中で、この施設をしっかりと活用して村のためにもなるような活用の仕方にするんだという提案内容がございましたので、私としてはそこに期待したいところでございます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

これは補助金で造った施設かなと思うんですけども、それを委託というのはすぐにはできるものなんですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

イエス・ノーで言うとイエスでございまして、ほかの自治体に関しましても、やはり昔は箱物を多く造っていて、なかなかうまく活用しきれないのが行政運営だというふうにもよく言われておりました。そういったところも含めて民の力を借りてもろもろの施設を再生させよう、活性化させようというところもございまして指定管理者制度というのが法律で定められ、それに基づきまして私どもも条例を制定したところでございます。ですので、これは今に始まったことではなくて、例えば過去で言いますと大浜のコテージに関しても、一時は前政権のときもそうでしたが、指定管理者制度を活用してどうにかならないかという話もございましたが、あのときはちょっと経緯は分かりませんがうまくいかず、今回に関しましてはしっかりとその施設を活用していただきたいということで、当初予算にも計上させていただいて御理解をいただいているところだというふうに認識をしておりますが、改めて今回、年度が変わりまして指定管理者の募集をかけさせていただき、その募集の中で手を挙げていただいたのがこの一業者でございましたが、その考え方、施設の利用、あるいは座間味村に対する思い等も含めて、しっかりと配置をさせていただいた上で、私は外れるのですが決裁する立場でございまして、指定管理の委員の皆さんにお諮りをさせていただいて、それにそぐう事業者だという認定を私たちにさせていただきました。それに基づきまして法律、条例に基づいて議会の議決を経て、その移行に7月1日からその事業者である株式会社 linkworks をお願いをしていくということでございます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

全協のときにこの議案だけだったので、この事業計画書等をくださいということで事業計画書をいただきました。今又吉議員がおっしゃるように、何かちょっと偏っていないかなというのがありまして、すみません。例規集の24770ページをお願いします。24770ページには座間味村歴史文化・健康づくりセンターの設置及び管理運営に関する条例とあります。ここでちょっと第1条のほうを読みたいと思いますが、村民及び座間味村の来訪者に対し、自然、観光、歴史、文化等の情報を発信し、自然に対する意識の啓発と心身の健康づくり及び観光の振興を図る目的として、座間味村歴史文化・健康づくりセンターを設置するとあります。この条例の文言に書いてあるように、歴史と文化というところが抜けているので、ちょっと私のほうでこの会社のほうに電話してみました。お伺いしたところ、そもそも役場からの仕様書を基に事業計画書を書いてくださいという指示だったというふうに担当の方がおっしゃってまして、その仕様書には、歴史文化については記載がなかったので、健康づくりの面での事業計画書になっていますというふうなお答えでしたが、なぜ役場からの仕様書に条例でうたわれている歴史と文化の文言がなく、仕様書の提示になったのかを伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的にそこが抜けていたのは申し訳なく思っています。しかしながら施設の利用の促進に関するということ、施設概要等、また業者に関しては公募をする前に施設の見学に来ていますので、そういった施設もあるよということは個別で説明はしております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

今後、健康づくりだけを特化したものを業者にやらしてもらおうのか、それとも相互に応じて歴史的なものもやらしてもらおうのか。だとすると、この業者のほうも「いや、話は聞いていませんよ」ということにならないのか、トラブルのもとにならないのか、ちょっと懸念が出てくるんですが、その辺の話合いはどういうふうに進んでいますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

契約におきまして、まず議会の議決後の契約となりますので、契約をする際に再度打合せして行いますので、そこは問題ないかなと考えております。その中で私たちもとりあえず現在、算定して予算を算出しておりますが、指定管理の場合は今回初ですので、年度末に当たってまたそういった疑義が生じる恐れがありますので、まずその辺は調整して予算の減額とか今言った協議しながら予算の必要性とか、そういったものを吟味しながら出てきますので、3年間の契約となりますが年度ごとで話合いを持ちながら契約金も変わるといふこともありますので、この施設の利用に関してはそこも調整しながら長期契約になりますので行っていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

年度ごとで見直しをして契約金も変わっていくだろうと、恐らくそこに歴史とか文化の案件を入れていった場合、その時々で対応してくれると思いますが、では今のこの業者を3年間で2,055万円を割る3をすると、一年あたり685万円になりますが、この金額でどれだけの人材を雇用というか、その辺の見立てを伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

現在、向こうから来ている案では1名ないし2名となっていますので、それでまず業者のほうが進めていくのかなと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

担当の方も1名を派遣していきたいというふうにおっしゃっていましたが。ただ外から1名来る中で、なかなか島の中でも住むところを探きれない現状ではありますが、その辺の協議はというふうに進めていま

すか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

その辺は公募する時点ですでに出しておりますので、後はそれを見込んだ上で応募していると思っていますので、その辺に関しては私たちがどうこう言える立場ではないのかなと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

現状の話を担当者に話をしたところ、linkworksのほうも自分たちでなかなかスタッフを住ませる場所が見つけきれない。そこに関しては役場のほうに住むところはどうにかできないかというお願いをしているけれども、一向に返事がないという回答をいただきましたが、その辺、実際にこの管理委託を議会で可決したにもかかわらず、住むところの問題でオジャンになりましたという可能性がなきにしもあらずかなと思います。その辺の協議はというふうに進めていく予定ですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

この公募の時点で当然私たちの仕様書の中では、住環境のことも宿泊費等も積算には入れておりませんので、その上で発注してそういう問合せがあったんですが、村でそういう住宅はありませんというふうにお話は前もってしておりますので、その算定の中にも宿泊費も積算の中に全然入っていませんので、それを見越して応募したと考えておりますので、今後そういった疑義が出てくるのかというのは私のほうでは今のところ判断しかねるというところになっています。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

上物を造ってなかなか中身をうまく回しきれていない現状があると思いますが、せっかくすばらしい建物を造って中身が動かないままここまで至っていると。こういうふうに業者のほうで手を挙げてきている中で、住むところがどうしても探しきれないというのであれば、最初の約束に書いてあるとおりに自分たちで探さないというのももちろんそうかもしれませんが、一度この議会を経ても構いません。業者側の目線に立ってどうにかこの施設がうまく活用できるよう、助けるというか話を聞いて協議をしていてもらいたいと思います。私のほうで実際にこのlinkworks、一体全体どこにメリットがあるのかなど、この施設管理を受けるに当たって年間685万円、どこにメリットがあるんですかとお伺いしたところ、正直担当者の方もおっしゃっていました。ほとんど見受けられません。ただ、この会社の社長が強い思い入れがあるがために、その思いを酌み取ってこの事業は今成り立っていますという話でした。私のほうもこの事業計画書を見ていると、恐らくlinkworksにとってのうまみは、8ページの基本方針、4、交流でにぎわう村。その2ポツ目、弊社2万人の会員への個人旅行有地。恐らく慶良間諸島、座間味村という名前を私たち企業が1か所担っていますよというのが、この2万人に対する売りだと思えます。それはそれで構わないと思います。私も全然質のいいお客様を入れていただきたいというふうに話しました。担当の方も我々のうまみとしては確かにそういうところになってくると。ただ課題としてそういうことを進める上でも、この会社はあくまでも9ページにあります指定管理者というのは黒子の役割ですよ。地域住民、行政が連携を取



れて初めてこの施設はうまく回るというふうに話をしていました。管理指定ができたから丸投げで後はあなたたちがやってくださいでは、なかなかいい施設運営ができないと思います。その辺はしっかり官民共に連携を取って地域の人たちとも連携を取って進めていってもらいたいなというふうにも思います。ある程度腹を割ってこの人と話して、お互いのメリット、デメリットをしっかりと共有することで進む方向性を決めれるかなという中で、19ページの無料体力測定の実施、これが私は今出されている事業計画書の中では唯一この19ページに書かれている体力測定とAEDの無料講習会、これはすごい村のためになるものではないかというふうに思っています。広域連合をはじめとしてどれだけ健康寿命を延ばすか、介護保険がからないように生活するためには、年に2回でも構いません。住民課の住民健診だとか社会保健師といつもどういう取組が村民にとって健康寿命を延ばす取組になるかという提案もしていましたけれども、こういうところを委託するのであれば、徹底的に年に2回ほど実施してもらって、数字でもって皆さんの体力測定を行う、それを基に健康運動だとか、そういったものを使って支援強化だとか努力支援の対象として進めていくことが可能であれば、私はとてもいい取組になるかなというふうにも思っていますが、その辺で今後協議して話を煮詰めていくという計画とかはありますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

当然、指定管理ですので、今提案していた中でもやはり村の要望、そういったことも話しながら、要は最終的にはこの施設がどう回っていくかという話ですので、向こうの提案も聞きながら、また村の実状も話しながらという話をした中で協議して、いろんなことをやっていく。彼らはそういった中でこの会社で取り入れたりして収入源を上げるということで、お互いにメリットは出ると思いますので、その辺はしっかり協議していきたいと思います。先ほどもお話しましたが、決して丸投げではなくて、住宅問題もまだ初めにはそういう説明をしていますので、やっぱり私たちも今までもう少しこの施設をうまく活用できるために指定管理者制度を活用していますので、文江議員がおっしゃったように不評とありますが、そういった業者とやって好評な施設に持っていきたいと思いますので、この辺は御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

どうしても歴史文化のところではちょっとかみつくんですけれども、教育長としてこの業者と今ある歴史の小さいお部屋ですけれども、一応いろんな資料があるお部屋がありますよね。これに関して話し合うとか、そういったこともぜひ村の意向も考えて、この歴史というところではもちろん観光客にもですけれども、住民の資料としていろんなものを集めていただきたいなというのがあるんですけれども、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

垣花 健教育長。

○ 教育長（垣花 健）

お答えします。この企画の提案書を私は見ていませんので、ちょっと今すぐにお答えできないんですけれども、このセンターの仕様にかかわらず、村として歴史文化を発信することは大切だと思っていますので、その辺はもちろんこの施設を活用できればいいかなと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

村民の皆さんも思っているので、ここの施設の利用について指定管理したから知らないんじゃないなくて、やっぱりその部分は村にとって大事なものだとは私は村長がそういう思いでこの名前をつけたというふうに思っていますので、ぜひその歴史文化というところでは何か発信できるような、この業者にお願いするかやっていたきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

歴史文化センターのもしこの業者が決まった際には、今後の話合いによってと思いますが、プラネタリウムシアタードームのほうもそちらの委託先に任せることだと思いますが、あそこの券売機を是が非でも欲しいと言ってゲットしたあの券売機はどういうふうに使われていくか、ちょっとお伺いしてもいいですか、副村長。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

恐らく一人で派遣されるということですので、現金の受付とかが大変であるのであれば、そのまま使っていただいているのかと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

そうするとリースでこの券売機は今賄っていると思うんですけども、そういうリース代とかそういうのもその業者が払うのか、それとも村が払うのか教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

リースではなく買取りだったと記憶しております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

あともう一点、外のほうに舞台がありますよね、あそこもその業者が指定管理するということで、毎年いろいろ村のイベントで使うことがあります。一番多く使うのは、やはりファン感謝月間で毎週土曜日に使っていますけども、そういうときも使用料というのはその業者に払うのか、それとも免除になるのでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的には徴収になると思います。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 座間味村公の施設指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第38号 座間味村公の施設指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第39号 座間味村下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題にいたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 座間味村下水道事業会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第39号 座間味村下水道事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 報告第2号 令和5年度座間味村繰越明許費繰越計算書の報告について求めます。宮里 哲 村長。

○ 村長(宮里 哲)

報告第2号

令和5年度座間味村繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、別紙のとおり令和5年度座間味村繰越費繰越計算書を調製したので報告する。

令和6年6月12日提出

座間味村長 宮里 哲

令和5年度 座間味村繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

(単位：円)

| 款  | 項 | 事業名               | 金額         | 6年度繰越額     | 左の財源内訳      |         |      |    |     |            |
|----|---|-------------------|------------|------------|-------------|---------|------|----|-----|------------|
|    |   |                   |            |            | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源 |      |    |     | 一般財源       |
|    |   |                   |            |            |             | 国庫支出金   | 県支出金 | 起債 | その他 |            |
| 2  | 1 | 弁護士報酬料            | 4,708,000  | 4,158,000  |             |         |      |    |     | 4,158,000  |
| 2  | 1 | 公共施設等総合管理計画継続支援業務 | 1,100,000  | 1,100,000  |             |         |      |    |     | 1,100,000  |
| 2  | 3 | 戸籍情報システム改修業務      | 9,475,000  | 9,475,000  |             |         |      |    |     | 9,475,000  |
| 6  | 3 | 阿嘉漁港船舶離発着施設修繕業務   | 10,491,000 | 10,107,000 |             |         |      |    |     | 10,107,000 |
| 2  | 3 | 阿嘉慶留間出張所改修業務      | 350,000    | 0          |             |         |      |    |     | 0          |
| 8  | 3 | ダム管理負担金           | 857,000    | 562,000    |             |         |      |    |     | 562,000    |
| 8  | 3 | 座間味ダム改修事業負担金      | 380,000    | 154,000    |             |         |      |    |     | 154,000    |
| 8  | 3 | 座間味ダムメンテナンス事業負担金  | 520,000    | 113,000    |             |         |      |    |     | 113,000    |
| 10 | 2 | 星美荘内装工事           | 7,920,000  | 4,752,000  |             |         |      |    |     | 4,752,000  |
| 10 | 6 | 座間味港緑地公園照明設備更新事業  | 46,805,000 | 0          |             |         |      |    |     | 0          |
| 合計 |   |                   | 82,606,000 | 30,421,000 | 0           | 0       | 0    | 0  | 0   | 30,421,000 |

## (簡易水道事業会計)

(単位 円)

| 款   | 項 | 事業名                  | 金額         | 6年度<br>繰越額 | 左の財源内訳      |            |      |            |     |           |
|-----|---|----------------------|------------|------------|-------------|------------|------|------------|-----|-----------|
|     |   |                      |            |            | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源    |      |            |     | 一般財源      |
|     |   |                      |            |            |             | 国庫支出金      | 県支出金 | 起債         | その他 |           |
| 1   | 1 | 座間味地区配水官布設工事         | 22,113,000 | 22,113,000 |             | 14,742,000 |      | 7,300,000  |     | 71,000    |
| 1   | 1 | 座間味集落内本管及び仮設給水<br>工事 | 8,800,000  | 8,800,000  |             |            |      | 4,900,000  |     | 3,900,000 |
| 1   | 1 | 座間味村簡易水道工事現場技<br>術業務 | 913,000    | 913,000    |             | 280,000    |      | 100,000    |     | 533,000   |
| 合 計 |   |                      | 31,826,000 | 31,826,000 | 0           | 15,022,000 | 0    | 12,300,000 | 0   | 4,504,000 |

○ 議長（宮平喜文）

これで報告を終わります。

これで本定例会の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和6年第2回座間味村議会定例会を閉会いたします。

閉 会（午後4時46分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 喜 文

署名議員 又 吉 文 江

署名議員 西 田 吉之介